

平成 30 年 7 月 19 日

行財政改革・大都市制度調査特別委員会

企画調整部 企画課  
総務部 人事課  
市民部 市民協働・地域政策課

## 新たな行政区、行政サービス提供体制について

～ 持続可能な行政区、行政サービス提供体制の協議・検討 ～

### ◆ 配付資料 ◆

- 意見聴取の実施結果
- 地区自治会連合会等を対象とした意見を聴く会・実施結果
- 「新たな行政区、行政サービス提供体制（案）について意見を聴く会」でいただいたご意見等に対する市の考え方
- ライフステージ別取扱手続き

## 意見聴取の実施結果

区再編案を含む新たな行政区、行政サービス提供体制（案）について、最終案の作成に向け、市民意識・意見の把握を図るため、下記のとおり意見聴取を実施した。

### 1 地区自治会連合会

【日 程】 5月8日（火）～6月29日（金）

【対 象】 下記自治会の代表者（50地区中50地区実施）

区名	No.	地区自治会	開催日												
中区	1	中央	5/23	東区	1	蒲	6/1	西区	1	神久呂	6/18	南区	1	白脇	6/29
	2	アクト	5/22		2	笠井	5/16		2	入野	5/8		2	新津	6/1
	3	西	5/18		3	長上	6/5		3	伊佐見	5/19		3	五島	6/20
	4	県居	5/16		4	和田	5/8		4	和地	6/8		4	河輪	5/24
	5	城北	5/29		5	中ノ町	5/28		5	篠原	6/1		5	芳川	5/12
	6	駅南	5/25		6	積志	6/2		6	庄内	5/25		6	飯田	5/12
	7	江西	5/21				7		舞阪	5/8	7		可美	6/28	
	8	北	5/18				8		雄踏	6/26					
	9	江東	6/21												
	10	萩丘	5/28												
	11	曳馬	5/8												
	12	富塚	5/21												
	13	佐鳴台	5/24												

区名	No.	地区自治会	開催日	区名	No.	地区自治会	開催日	区名	No.	地区自治会	開催日
北区	1	三方原	6/6	浜北区	1	浜名	5/20	天竜区	1	天竜	5/25
	2	都田	6/10		2	北浜	5/29		2	春野	6/15
	3	新都田	6/10		3	中瀬	5/19		3	佐久間	6/19
	4	細江	6/20		4	赤佐	5/24		4	水窪	6/8
	5	引佐	6/11		5	麩玉	6/6		5	龍山	6/8
	6	三ヶ日	6/14								

### 2 区協議会

下記定例会の案件として実施

区名	開催日
中区	5/23
東区	5/25
西区	5/30
南区	5/23
北区	5/24
浜北区	5/24
天竜区	5/29

### 3 市民活動団体等

団体名	開催日	
浜松北地域まちづくり協議会、細江まちづくり協議会 引佐まちづくり協議会、三ヶ日まちづくり協議会	6/25	
NPO 法人春野のえがお	6/15	※
佐久間地域まちづくり協議会、NPO 法人がんばらまいか佐久間	7/9	
水窪地域まちづくり協議会	7/9	
龍山地域まちづくり協議会、NPO 法人ほっと龍山	6/8	※

※印は、地区自治会連合会を対象とした意見を聴く会と同時開催

## 地区自治会連合会等を対象とした意見を聴く会・実施結果

### 1 実施時期等

【日 程】 5月8日（火）～7月9日（月）

【開催数】 地区自治会連合会:50地区 市民活動団体等:10団体 区協議会:7

	区名	地区自治会名 ・団体名	開催日	開催場所	参加者数
1	中区	曳馬	5月 8日 (火)	曳馬協働センター	16
2	西区	入野	5月 8日 (火)	入野協働センター	13
3	西区	舞阪	5月 8日 (火)	舞阪協働センター	8
4	東区	和田	5月 8日 (火)	和田地区自治会連合会事務所	13
5	南区	芳川	5月12日 (土)	南陽協働センター	21
6	南区	飯田	5月12日 (土)	飯田市民サービスセンター	30
7	中区	県居	5月16日 (水)	呉竹荘	8
8	東区	笠井	5月16日 (水)	笠井協働センター	24
9	中区	北	5月18日 (金)	中沢町公民館	7
10	中区	西	5月18日 (金)	中消防署鴨江出張所	11
11	浜北区	中瀬	5月19日 (土)	浜北プラザホテル	34
12	西区	伊佐見	5月19日 (土)	伊佐見協働センター	16
13	浜北区	浜名	5月20日 (日)	浜名協働センター	40
14	中区	富塚	5月21日 (月)	富塚協働センター	6
15	中区	江西	5月21日 (月)	浅田自治会館	10
16	中区	アクト	5月22日 (火)	クリエート浜松	10
17	中区	中央	5月23日 (水)	北田町公会堂	16
18	南区	河輪	5月24日 (木)	河輪会館	14
19	中区	佐鳴台	5月24日 (木)	佐鳴台協働センター	18
20	浜北区	赤佐	5月24日 (木)	浜北地域活動・研修センター	30
21	天竜区	天竜	5月25日 (金)	天竜区役所	70
22	西区	庄内	5月25日 (金)	庄内協働センター	10
23	中区	駅南	5月25日 (金)	竜禅寺町公会堂	13
24	中区	萩丘	5月28日 (月)	馬生会館	11
25	東区	中ノ町	5月28日 (月)	中ノ町地区自治会館	31
26	中区	城北	5月29日 (火)	西部協働センター	15
27	浜北区	北浜	5月29日 (火)	浜北区役所	54

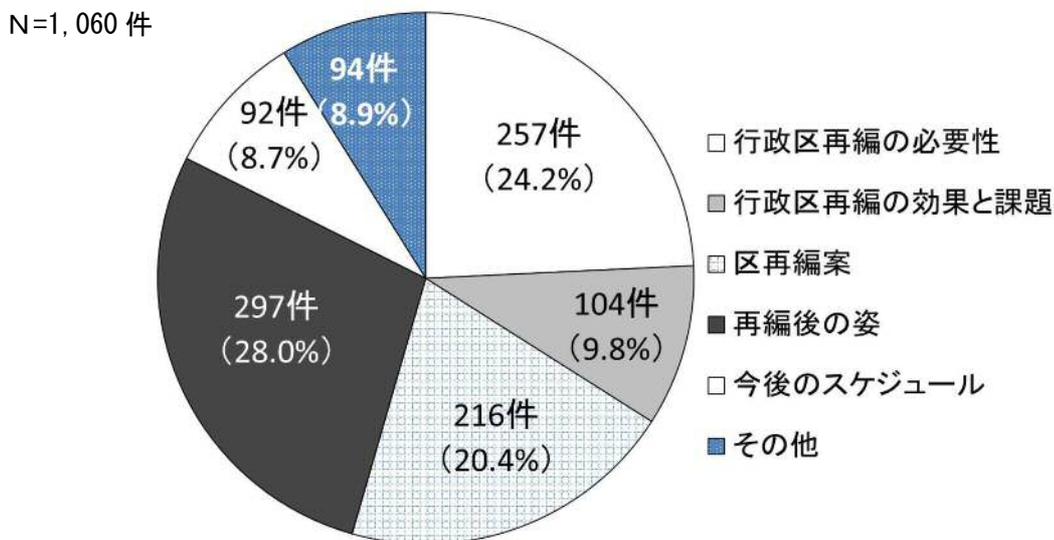
	区名	地区自治会名 ・団体名	開催日	開催場所	参加者数
28	東区	蒲	6月 1日 (金)	蒲協働センター	11
29	西区	篠原	6月 1日 (金)	篠原協働センター	6
30	南区	新津	6月 1日 (金)	新津協働センター	12
31	東区	積志	6月 2日 (土)	積志協働センター	40
32	東区	長上	6月 5日 (火)	長上協働センター	21
33	北区	三方原	6月 6日 (水)	三方原会館	21
34	浜北区	亀玉	6月 6日 (水)	亀玉協働センター	11
35	天竜区	水窪	6月 8日 (金)	水窪協働センター	13
36	西区	和地	6月 8日 (金)	和地協働センター	13
37	天竜区	龍山	6月 8日 (金)	龍山協働センター	22
		龍山地域まち づくり協議会			
		NPO 法人 ほっと龍山			
38	北区	新都田	6月 10日 (日)	新都田コミュニティホール	6
39	北区	都田	6月 10日 (日)	都田協働センター	14
40	北区	引佐	6月 11日 (月)	引佐協働センター	34
41	北区	三ヶ日	6月 14日 (木)	三ヶ日協働センター	30
42	天竜区	春野	6月 15日 (金)	春野協働センター	63
		NPO 法人 春野のえがお			
43	西区	神久呂	6月 18日 (月)	神ヶ谷会館	14
44	天竜区	佐久間	6月 19日 (火)	歴史と民話の郷会館	34
45	北区	細江	6月 20日 (水)	北区役所	21
46	南区	五島	6月 20日 (水)	五島協働センター	10
47	中区	江東	6月 21日 (木)	東部協働センター	13
48	北区	浜松北地域、 細江、引佐、 三ヶ日まちづ くり協議会	6月 25日 (月)	北区役所	16
49	西区	雄踏	6月 26日 (火)	雄踏文化センター	11
50	南区	可美	6月 28日 (木)	可美協働センター	18
51	南区	白脇	6月 29日 (金)	白脇協働センター	15
52	天竜区	水窪地域まち づくり協議会	7月 9日 (月)	水窪協働センター	19

	区名	地区自治会名 ・団体名	開催日	開催場所	参加者数
53	天竜区	佐久間地域まちづくり協議会 NPO 法人がんばらまいか佐久間	7月 9日 (月)	山香ふれあいセンター	22
合計					1,059

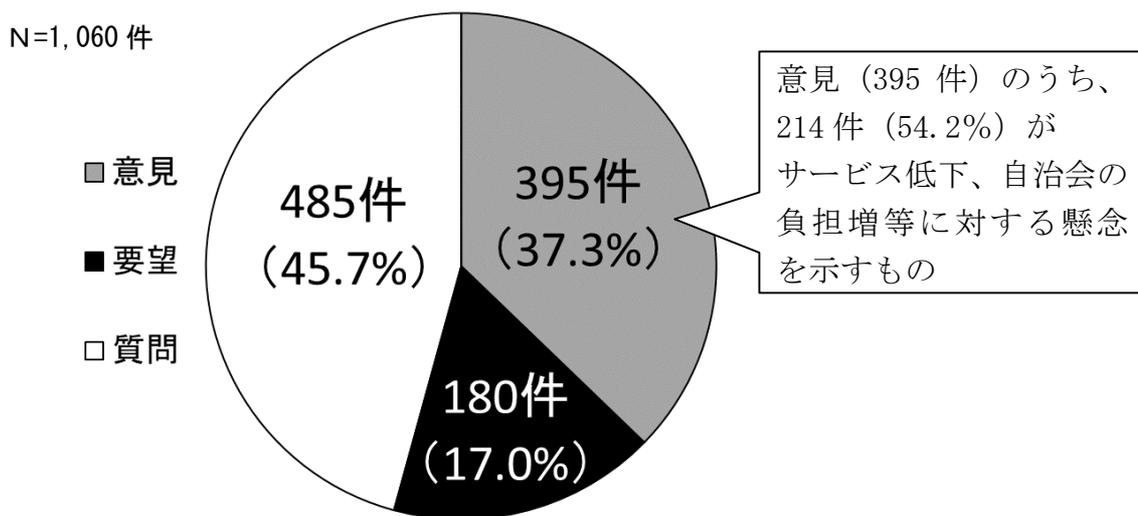
	区名	協議会名	開催日	開催場所	出席者数
1	中区	中区協議会	5月23日 (水)	浜松市役所	17
2	東区	東区協議会	5月25日 (金)	東区役所	18
3	西区	西区協議会	5月30日 (水)	西区役所	23
4	南区	南区協議会	5月23日 (水)	南区役所	17
5	北区	北区協議会	5月24日 (木)	三ヶ日協働センター	21
6	浜北区	浜北区協議会	5月24日 (木)	浜北区役所	18
7	天竜区	天竜区協議会	5月29日 (火)	天竜区役所	24
合計					138

## 2 ご意見等

【分類区別 発言件数・割合】 ※分類区分は説明資料目次による



【発言区別 発言件数・割合】



### (1) 行政区再編の必要性について

- ・ 社会環境の変化が想定できないスピードで進んだとのことだが、ある程度想定できたのではないか。合併から 10 年足らずで区役所が変わるのは大変なことである。(西区)
- ・ なぜ、今、区の再編が必要なのか。どうしても今でなくてはいけないのか。(東区)
- ・ 天竜区は 5 つの市町村が一緒になって構成した経緯があり、やっと一体感が出てきた。他の区においても同じだと思う。(天竜区)
- ・ 合併時はさまざまな意見があり、熱い議論が交わされた。残念ながら、今回の区の再編では議論に熱が感じられない。(浜北区)
- ・ 合併して 10 年経過してどのような結果があったのかを検証せずに今から区

- の再編をやりますでは理解しがたい。(東区)
- ・ 人口減少、高齢化等全国的な問題が、どう再編に結びつくのか。人口を増やすための具体的な市の施策はあるか。(西区)
  - ・ 区の再編は必要であると思うが、人口を増やす努力も必要であると感じる。子育てしやすいまちづくりを進めていただきたい。(南区)
  - ・ 納税者の立場としては、早く再編を進めてほしい。(中区)
  - ・ この先必ず人口や財源、税収が減少することを踏まえれば、市に体力があるうちに区の再編をしたいという市の考え方には賛成である。(東区)
  - ・ 必要性は分かるが時期尚早である。今は、第4次産業革命やEVシフトなど社会構造が大きく変化している。このような社会情勢の中であえて区再編を行う意図は何か。(北区)
  - ・ 現状では合区は期待よりも不安が大きい。7区で抱えている問題がそれほど大きくないということであれば、現状の7区で課題を解決するように取り組んでいただきたい。(浜北区)
  - ・ 人口減少、超高齢化、社会保障費の増大、インフラの老朽化は市だけの問題でない。区の再編を行えば全て解決することなのか。(浜北区)
  - ・ 市は思いもよらぬ情勢の変化と説明しているが、今回の区再編も十分な見通しができているのか、安易ではないか。10年後にはまた同じことの繰り返しになるのではないか。(南区)
  - ・ 区をなくすことはできないのか。法律に縛られない方向で考えられないのか。(中区)
  - ・ 区の再編を含めた今回の議論を聞いていると、行財政改革の手段として年間削減効果額ありきの議論に走っているように感じる。行政サービス充実のために区を再編しても、様々な削減をすることで結果的に行政サービスは低下してしまうと思う。区を再編するならば、行政サービスを低下させない提案をしてほしい。言葉だけでなく、中身のある議論をしてほしい。(天竜区)

## (2) 行政区再編の効果と課題について

- ・ 行政区再編が行政サービスのワンストップ化の契機となり、良い方向に進んでほしい。(中区)
- ・ 区役所組織を本庁組織に変更し、保健師等を集約することは、区を統合しなくてもできるのではないか。合区の必要性が分からない。(浜北区)
- ・ 保健師については、市民としては集約でなく地域にもっと寄り添ってほしい。集約しても、課題で挙げられているような被害を住民が受ける。再編するならばもっと住民が希望を持てる政策を出すべきだ。(北区)
- ・ なぜ合区したら行政サービスが向上するのか。もっと細かくする方が、サービスの向上になるのではないか。(中区)
- ・ 区が再編となり職員が減る中で、サービスが向上するとは、にわかには信じられない。住民が負う負担があって、可能となるのではないかと不安である。(東区)
- ・ 職員数が減ることで行政サービスが低下することが心配である。交通につい

ては、街中と違い車で移動しなければいけない。また、浜松駅に向かう公共交通ばかりで環状の移動が不便である。そうした点についてきめ細かく説明がないと理解できない。(北区)

- ・ サービスを低下させないということを理解してもらうために、もっと事例をあげて紹介していった方がよいと思う。(西区)
- ・ お金も大切だが、最終的に住民の生活が良くなると再編に賛同が得られない。住民の生活が具体的にどのように良くなるのか。区の再編で失われる点はどのようにフォローして、良くなる点はどのように良くなるのかということ整理してほしい。(浜北区)
- ・ 天竜区の場合、これ以上区役所が遠くなると今以上のスピードで人口減少、若い世代の流出が進むと思う。想定した以上に山奥で高齢化が進むのではないか。そういったことも踏まえながら進めていただきたい。(天竜区)

### (3) 区再編案について

- ・ 今回の市の提案は、合区することによって現状を整理したいということだと思う。旧浜松市ではうまく成り立っていたのだから、旧浜松市とそれ以外の2区の形で進めてほしい。いろいろ課題はあると思うが、削減額は比較にならないので、迅速に進めてほしい。(西区)
- ・ 学区と区が不一致であるため、うまく意見交換ができないという声がある。解消するために旧市町村に戻していただければ都合がいい。(北区)
- ・ 現行区の合区を基本とするとの説明であったが、区の再編とあわせて行政区と学区の不一致の解消を図るためには、現行区の枠組みに捉われないような検討も必要であると思われる。(北区)
- ・ 東区役所ができて便利になり、市ともしっかり話ができるようになった。それがまた政令市移行前の状態となるという話であり、前に戻るのは悲しい。(東区)
- ・ 現行の区割りとなった時、浜松北地域の住民からは疑問や不満の声もあったが、北区 De まつりへの取り組みや住民同士の交流を続けることで、ようやく北区のまとまりが出てきたように思われる。可能であれば、現行の区割りを維持してほしい。(北区)
- ・ 現状の7区を維持したうえで、行政組織を強化する案も示さなければ、再編の必要性の有無についての議論が出来ないと思われる。(北区)
- ・ みなさんの意見を聞く中で感じたことであるが、天竜区は単独の区としていただきたい。天竜区はインフラも高齢化も他の区と大きく異なる特殊事情や特色がある。そういったことを基に歴史的・文化的に住民がつながっているため、それを崩すような再編であってはならない。(天竜区)
- ・ 天竜区については1つのまとまり以外は考えられない。地域事情を考えれば他区との合区はありえない。他区に関しては、天竜区の住民が口をはさむべきではなく、その地域の住民の意向に沿った形で進めてもらえばいい。(天竜区)
- ・ 旧浜松市を一つにまとめて、それ以外の地域をひとつにまとめるということ

では、合併した意味が薄れるのではないか。(浜北区)

- ・ 合併してから 13 年経過し、市の行政を一体化して進める必要がある。旧市町村単位で単独の区をつくるのは、一体化を進める上でマイナスになると考えるため、避けていただくよう強く要望する。(南区)
- ・ 地域のエゴに左右された再編案で進まないように、将来を見据えて思い切って踏み込んだ再編案に決めてほしい。(中区)
- ・ 区の再編により市全体のチームワークが乱れるのはよくない。再編しないで現状のままが良いのではないか。(中区)
- ・ 区再編案において、年間削減効果額に 10 億円から 3 億円と差があるのはなぜか。大きな額を削減できるならそれにこしたことはない。(南区)
- ・ 2 区案でも削減効果は最大 10 億円とあるが、市の財政全体では数%ではないか。もっと効果の大きいことができるのではないか。(北区)
- ・ 本当に億単位のお金が浮くのか。区役所の移転費等のコストを負担してまで区再編する必要があるのか。メリットがあれば、市民は納得する。(西区)
- ・ 区再編によって、職員は何人削減されるのか。(東区)
- ・ お金の削減は必要でプラスになることはわかるが、「各案でこの項目はこうなる」など具体的に説明していただけないと分からない。(天竜区)

#### (4)再編後の姿について

- ・ 区再編をした際には、行政サービスが落ちないように、区役所、行政センター、協働センターの機能分担を図っていただきたい。もっと IT を活用した行政サービスを展開してはどうか。(東区)
- ・ 南区役所は遠く、公共交通で行く場合は、浜松駅まで行き、乗り換えが必要。自治会でも専門的なことは本庁に話をした方が早く解決する場合もある。南区は合区した方がよく、協働センターを充実した方が近くて便利になる。(南区)
- ・ 南区はどの案でも区役所がなくなってしまうため、サービスの低下を懸念している。(南区)
- ・ 今なら小一時間あれば東区役所で用が足せるが、元城町に行くとなると半日、一日がかりとなりサービス水準としては低下する。それは避けたい。(東区)
- ・ 区が再編された場合、現在の区役所はどうなるのか。(南区)
- ・ 災害時には、防災拠点施設が絶対に必要。再編しても地域の防災拠点の重要性を考慮した施設管理をしてほしい。(東区)
- ・ 東日本大震災後からは特に、立地的に南区の災害対策は切実な問題である。再編された後も作った区役所を活用する方法を考えてほしい。(南区)
- ・ これ以上区の数が少なくなると、旧浜松市以外の職員は益々減って、緊急時の災害対応が心配である。(浜北区)
- ・ 区役所の駐車場は混雑しておらず利用しやすかったが、合区によって合併前の旧浜松市のように駐車場が混雑する状況に戻ってしまうのではないか。(南区)
- ・ 区役所へ行かなくても、必要なことが行政センターで事足りるとは限らない。

もう少し慎重に市民の意見を聴き、合区が適切なのかを含めて検討を進めてほしい。そうしないといくら区の再編をしても、将来的に行政サービスは低下すると思う。(天竜区)

- 区の再編ありきで話が進んでいると感じる。今回の説明を聞いて、大きな括りになると、子供の健診や高齢者の介護の現場でサービスが雑になるのではないかととても心配している。(浜北区)
- 再編後の姿について、窓口での相談を受けるテレビ会議システムの案もあったが、窓口で困っている人に対応できる職員が配置されていることが大変重要である。(西区)
- 今回の説明が地域にとって具体的な内容ではないため、不安を残す結果になっていると感じる。全市的な内容の説明ではなく、地域に対しては行政センターの具体や分野ごとの比較シミュレーションをして、丁寧に説明した方が分かりやすいと思う。(北区)
- 再編後の姿で区役所・行政センター庁舎のイメージとあるが、分かりにくいので、天竜区ではどのようなサービスが提供できるのか詳しく記載できないか。(天竜区)
- コミュニティ担当職員による地域支援はぜひとも進めてほしい。協働センターの職員が政策面に積極的に関与できるシステムとすべき。(西区)
- 協働センターの機能強化について、再任用職員から正規職員となっても1週間当たり7時間程度しか勤務時間が変わらないが、意味はあるか。(西区)
- 合区しようが広い市域は変わらないのに、職員を減らしたら地域のことが見られず、行政サービス低下につながるのではないか。職員減が、自治会への仕事の押し付けにつながるのではないか。(南区)
- 行政センターができて、自治会への負担が増すと自治会での対応は難しくなってくる。なるべく市がやるべきものは市がやって、市民を助けてほしい。(西区)
- 地域でやることが増え、自治会が行政の下請けになるように見えるが、行政と自治会の関係はどのようにしていく考えか。(北区)
- 削減することばかりを区再編の目的として、夢を描いているのではないか。一方的に区の再編をするのではなく、自治会活動にも目を向けながら進めて行く必要がある。(南区)
- 再編後はこれまで東区でやってきた行事を開催できなくなるのか。(東区)
- 政令市移行後定着してきた地域の特徴を活かした区単位の活動は、再編後どのようになるのか。(西区)
- 再編後の姿で「(仮称)地域委員会」とあるが、現状でも自治会役員の役割は非常に多い。市政に参加する機会を拡大していただけるのはありがたいが、自治会役員のなり手が少なく困っている中で、自治会の役割を増やすことは避けていただきたい。(中区)
- 本当に地域委員会の意見が、市政に反映されるのか。(天竜区)

## (5) 今後のスケジュールについて

- ・ 今回の各地区の意見は区の再編案に反映されていくのか。地域から意見を聞いたというパフォーマンスに終始しないか。(東区)
- ・ 意見を聞いた、これを単なるアリバイ作りにしてもらっては困る。市民全員で取り組んでいけるように段取りを組んで進めてもらいたい。(中区)
- ・ 行政区の再編の必要性は私も含め市民にはほとんど理解ができていない。もっと市民に説明をして市民の意向を確認する必要があるし、説明して欲しい。(西区)
- ・ 他の地区ではどういった意見があるのかは報道を見ないと分からない。連合自治会と区協議会の意見を簡単にまとめて報告書をいただきたい。(北区)
- ・ 50地区の自治会連合会への意見聴取で出た意見は最終候補案にどのように盛り込まれるか、またどこで公表されるか。(浜北区)
- ・ 経費の削減は重要であるが、行政と住民がどのように協力していくかということをいろんな方の意見を聞いてコンセンサスをとっていただきたい。(天竜区)
- ・ 今後のスケジュールについて、最終案候補はいつ決めるのか。パブリックコメント等とあわせて、どのようにしていくのかが見えない。住民の関心は低いのもかもしれないが、今後の重要な話であるので、丁寧に説明すべきである。(中区)

## (6) その他

- ・ 再編によって区が変わらない中区住民ではなく、東区や西区の地域住民が区再編についてどう感じているのかが大事。合区によって地域活動がスムーズに行うことができる組織にしてほしい。防災についても様々な地域から意見を聞いた方が参考になるのでは。(中区)
- ・ 中区は合区されても影響ないが、天竜区や浜北区、北区が心配である。人口が減っている天竜区をどうしていくのか。(中区)
- ・ 東日本大震災以降、沿岸部から浜北区などに人口が移ってきている。また、市街地中心に議員が選出され、天竜区にはお金が落ちてこないのではないか。行政にとって、人口が集中している地域の意見が強くなってきているのではないか。(浜北区)
- ・ 原田橋や龍山の国道斜面の崩落など、今後もどのような災害が起こるか分からない。区の再編も大事だが、災害対応についても考えてほしい。(天竜区)
- ・ 再編の必要性、政令市移行10年で得られた効果、新たな課題の分析、分析の結果の反映方法、住民サービスの質の変化、市の評価、現状の区割りの課題、将来の課題、再編のタイミング・スパン、区割りの労力とコスト回収、プロセスと民意の反映について知りたかった。(浜北区)

「新たな行政区、行政サービス提供体制(案)について意見を聴く会」でいただいた  
ご意見等に対する市の考え方

「新たな行政区、行政サービス提供体制(案)について意見を聴く会」においてご  
意見及びご質問をいただいた項目から、主なものについて、浜松市の考え方を掲載  
します。

1 行政区再編の必要性 (257 件)

- (1) なぜ今、行政区再編をしなければならないのか。(42 件) …P 4
- (2) 人口を増やすための取り組み等、今行っている施策にはどのようなもの  
があるか。(34 件) …P 6
- (3) なぜ社会環境の変化が想定できなかったのか。(22 件) …P12
- (4) 合併・政令指定都市移行の検証はしないのか。(20 件) …P13
- (5) 行政区再編によって人口減少等の課題が解決できるのか。(16 件) …P17
- (6) 区は設置しなければならないのか。(14 件) …P18

2 行政区再編の効果と課題 (104 件)

- (1) 区の再編によって職員が削減・集約されるにも関わらず、今まで以上に …P20  
サービスを向上させることができるのか。サービスが低下するのではな  
いか。(40 件)
- (2) 行政区再編の効果は人件費の削減だけか。良い面ばかり強調されている …P23  
が、デメリットについても説明してほしい。(35 件)
- (3) 区再編により解消される課題について、区再編によらなくても現在の体 …P24  
制で解消できるのではないか。(11 件)

3-4 区再編案 (216 件)

- (1) 年間削減効果額について詳しく説明してほしい。(49 件) …P25
- (2) 職員の削減について具体的に知りたい。(32 件) …P26
- (3) 再編ありきなのか。現行の 7 区を維持することはできないのか。(25 件) …P27
- (4) 合区を前提としていることを見直し、現在の区を分割することも検討し …P29  
てほしい。(13 件)

## 5 再編後の姿（297件）

- (1) （仮称）行政センター、協働センターの機能は具体的にどうなるか。(58件) …P30
- (2) 区役所が減った場合の防災体制やサービス提供をどのように考えているか。(45件) …P36
- (3) 自治会役員等の負担が増すのではないか。(44件) …P37
- (4) 協働センター職員の正規職員化について詳しく説明してほしい。(37件) …P38
- (5) 東・南区役所はどのようになるのか。(16件) …P39
- (6) 中区役所が混雑するのではないか。(12件) …P40

## 6 今後のスケジュール（92件）

- (1) どのように最終決定していくのか。(31件) …P42
- (2) 意見を聴く会で出た意見は、どのように反映されるのか。(19件) …P43



## 1 行政区再編の必要性

### (1) なぜ今、行政区再編をしなければならないのか。(42件)

#### ご意見

- ・なぜ、今、区の再編が必要なのか。どうしても今でなくてはいけないのか。(東区)
- ・なぜ7区では駄目で、合区が必要なのか分からない。(南区)
- ・人口減少のスピードが遅くなっている。そのような状況ですぐに区の再編をしなければいけないのか。(浜北区)

#### 浜松市の考え方

- ・今回の行政区再編は、今後、本市に大きな影響を及ぼすことが見込まれる人口減少や社会保障費の増大等の環境変化に対応し、将来にわたって安定的な行政サービスを提供し続けるために提案するものです。
- ・これまでにおきまして、本市が抱える課題の解決と市民サービスの向上を目指し、市債残高の削減や職員数の適正化等の行財政改革により行政運営の効率化に取り組み、健全な財政運営に努めてまいりました。
- ・平成30年3月に「国立社会保障・人口問題研究所」が公表した人口推計では、浜松市の2045年の人口は70万4千人で、平成25年に本市が推計した66万4千人よりも多くなっています。年齢別の内訳をみると、14歳以下の年少人口は8千人の増加、働き手である生産年齢人口は1万9千人増加していますが、高齢者人口は1万2千人の増加となっています。とりわけ、介護・医療のニーズが増す75歳以上の後期高齢者の数は1万1千人増と「高齢者の高齢化」がさらに進むことが予測されます。また、平成29年度の本市の合計特殊出生率は1.44で、人口維持に必要な2.07を下回っており、人口減少・超高齢化の方向に変わりはありません。
- ・国においても、昨年10月に「自治体戦略2040構想研究会」を立ち上げ、7月に公表された報告書では、人口減少時代の自治体経営について、各自治体は、迫りくる危機を自らの危機と認識し、2040年頃の姿を具体的に想起して、必要な対策に着手しなければならないとしています。(参考資料添付)
- ・今後、AIやIoTによる第4次産業革命やEVショックによる国内外の社会環境の変化に対応するためには、法律により設置が義務付けられている区役所の数はできる限り少なくし、市の裁量により設置できる、行政センターや協働センターの機能を充実し、柔軟な組織運営が可能となる体制を構築する必要があります。
- ・本市の財政が比較的健全な状態にある今こそ、現状に甘んじて課題解決を先送りすることなく、将来を見据え、区の再編を行うべきだと考えています。

# 2040年頃を見据えた自治体戦略の必要性と「**区**の再編」

「自治体戦略2040構想研究会」(第一次報告)より

地方自治体は、持続可能な形で住民サービスを提供し続けられるようなプラットフォームであり続けなければならない。

5  
基本的  
考え方  
等

【検討中】

- 制度や組織、地域の垣根を越えて、資源(施設や人材)を賢く戦略的に活用
- ICTの積極活用

など

=

本市の「**区**の再編」

先取り

- 区役所(法令必置)は可能な限り最少化
- 行政センター・協働センター(市裁量で設置)の機能を充実
- (仮称) 地域委員会を設置

社会情勢や時代の変化に合わせた柔軟な組織運営が可能に！

## 1 行政区再編の必要性

(2) 人口を増やすための取り組み等、今行っている施策にはどのようなものがあるか。(34件)

### ご意見

- ・人口を増やすための具体的な市の施策はあるか。(西区)
- ・区の再編だけでなく、人口を増やすための取り組みをもっと進めていく必要があるのではないか。(東区)
- ・人口減少を食い止めるために、これまで実施してきた取り組みはどんなものがあるか。(北区)

### 浜松市の考え方

- ・浜松市では、平成25年に今後30年間の人口を推計し、30年後の浜松市の未来を見据えた総合計画を平成26年12月に策定しました。
- ・平成26年のいわゆる「増田レポート」の発表を契機に、我が国最大の課題である人口減少社会への対応として、地方創生の取り組みが進められています。国では、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」を成立させ、全ての市町村において人口の現状と将来の展望を提示する「人口ビジョン」と「総合戦略」を策定し、人口減少対策に取り組むこととしています。
- ・本市においても、人口減少を克服するため、人口の現状を分析し、今後目指すべき方向と人口の将来展望を描く「浜松市“やらまいか”人口ビジョン」と、人口の将来展望の実現を目指すための目標や施策を定めた「浜松市“やらまいか”総合戦略」を平成27年12月に策定し、目標達成に向けた戦略的な対策を進めています。
- ・主な対策としては、第三都田地区への企業誘致、ベンチャー支援等による雇用の創出や、子育て支援等による安心して子どもを産み育てることができる環境整備等に取り組んでいます。
- ・こうした対策に掛かる費用に充てるため、様々な形で経費削減や行財政改革の取り組みを実践する必要があり、区の再編もその方策の一つとして提案するものです。

### <参考資料>

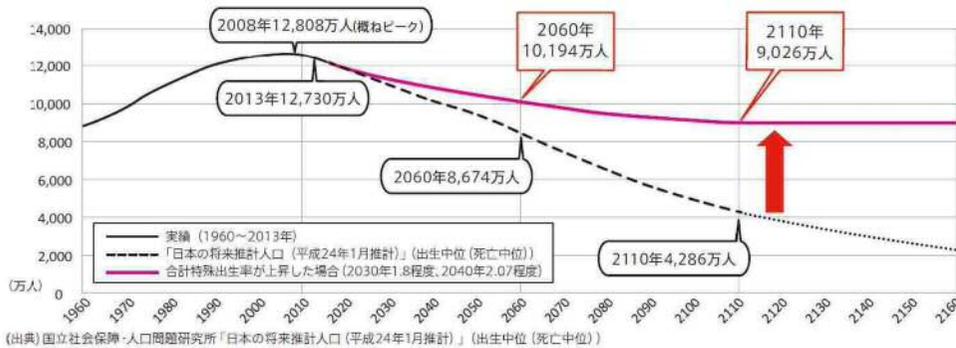
- ・「浜松市“やらまいか”人口ビジョン」、 「浜松市“やらまいか”総合戦略」(平成27年12月策定)の概要
- ・浜松市“やらまいか”総合戦略 平成30年度の主な取り組み

## (参考) 国のまち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」「総合戦略」の概要

### まち・ひと・しごと創生が目指すもの

- 2008年に始まった人口減少は、今後加速的に進む。
- 人口減少による消費・経済力の低下は、日本の経済社会に対して大きな重荷となる。
- 国民の希望を実現し、人口減少に歯止めをかけ、2060年に1億人程度の人口を確保する。
- まち・ひと・しごと創生は、人口減少克服と地方創生をあわせて行うことにより、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指す。

### 【我が国の人口の推移と長期的な見通し】



### なぜ、まち・ひと・しごと創生か

- 人口減少問題は地域によって状況や原因が異なる。
- 大都市における超低出生率・地方における都市への人口流出+低出生率が日本全体の人口減少につながっている。
- 東京一極集中を是正し、若い世代の結婚・子育ての希望を実現することにより人口減少を克服。
- 地域特性に応じた処方箋が必要。

### 総合戦略における今後の施策の方向

- 基本目標 1 地方における安定した雇用を創出する
- 基本目標 2 地方への新しいひとの流れをつくる
- 基本目標 3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 基本目標 4 時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

浜松市“やらまいか”人口ビジョン、浜松市“やらまいか”総合戦略 概要版 平成 27 年 12 月

編集・発行：浜松市企画調整部企画課

T E L : 053-457-2241 E - m a i l : kikaku@city.hamamatsu.shizuoka.jp



## 浜松市“やらまいか”人口ビジョン 浜松市“やらまいか”総合戦略 の概要

国においては、平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、法では、すべての市町村において、国、県の総合戦略を勘案し、「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定めるよう努めなければならないと規定されています。また、総合戦略の策定に当たっては、人口の現状と将来の展望を提示する「地方人口ビジョン」を策定するものとしています。

このため、浜松市では、既に公表している推計人口を踏まえ、人口の現状を再度分析し、単なる推計ではなく、今後目指すべき方向と人口の将来展望を描く、「浜松市“やらまいか”人口ビジョン」を策定しました。また、人口の将来展望の実現を目指すための基本目標及び基本目標を達成するための政策・施策を定めた、「浜松市“やらまいか”総合戦略」(計画期間：平成 27 (2015) 年度から平成 31 (2019) 年度の 5 年間) を策定し、人口減少克服に向けた挑戦をスタートさせます。

### 浜松市“やらまいか”人口ビジョン (人口の現状と将来の展望)

○浜松市の将来推計人口 (現在の出生率、移動率などがそのまま続いた場合)

2040年：695,000人 2060年：564,000人

(⇒さらに減少加速⇒) 2100年：344,000人

- 若者、子育て世代の生活基盤の安定
- 希望出生数をかなえる環境整備
- だれもが引き寄せられる都市の魅力を創出

戦略的な対策の実施

合計特殊出生率

2025年までに1.84、2035年までに2.07とする。

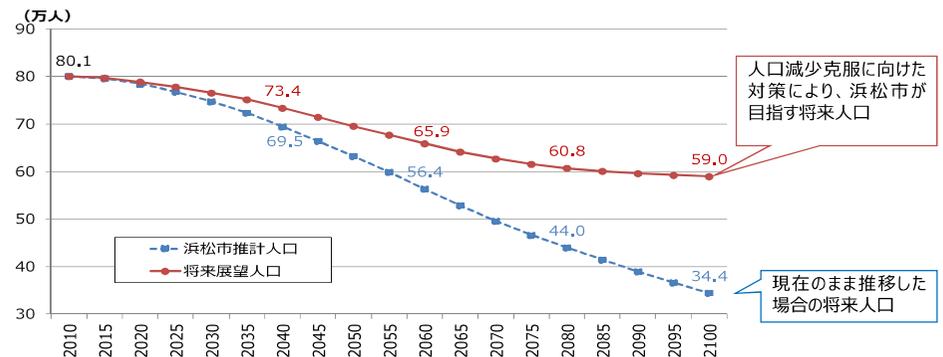
社会移動

2020年までに東京圏との社会移動を均衡させる。

○浜松市が目指す将来の人口 (将来人口展望)

2040年：734,000人 2060年：659,000人

(⇒人口が安定⇒) 2100年：590,000人



# 浜松市“やらまいか”総合戦略（人口減少克服に向けた戦略的対策）

## ○基本目標と数値目標

### 基本目標Ⅰ 若者がチャレンジできるまち

「仕事のない場所に人は集まらない!!!」

◎若者、子育て世代の生活基盤の安定

“ものづくりのまち”として発展を遂げた本市の強みを活かし、地元産業力の強化によって魅力的な雇用の場を創出するとともに、あらゆるジャンルの創業や女性の就業などの支援を強化することで、若者、子育て世代の生活基盤の安定を図り、転入促進・転出抑制を目指していく。

#### 数値目標(2024年)

- ・満足のいく雇用機会に恵まれていると思う人の割合 (基準値) 26.0% (目標値) **30.0%**
- ・市内総生産額 (基準値) 2兆9,661億円 (目標値) **3.3兆円以上**

### 基本目標Ⅱ 子育て世代を全力で応援するまち

「理想とする家族像が実現できないなんて夢がない!!!」

◎希望出生数をかなえる環境整備

結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を提供し、子育て世代を全力で応援することで、人口減少に歯止めを掛ける人口置換水準 2.07を目指していく。

#### 数値目標(2024年)

- ・合計特殊出生率 (基準値) 1.47 (目標値) **1.84**
- ・子どもを生み育てやすい環境が整っていると思う人の割合 (基準値) 23.4% (目標値) **50.0%**

### 基本目標Ⅲ 持続可能で創造性あふれるまち

「浜松に住み続けたい!!!」「浜松で暮らしたい!!!」

◎だれもが引き寄せられる都市の魅力を創出

利便性が高く、コンパクトでメリハリの効いた、次世代にツケを残さない、人口減少時代に合ったまちづくりを進めるとともに、いつまでも、安全・安心な暮らし、にぎわいのある生活環境、人とのつながりが見える地域社会など、日常の豊かさを実感できるまちづくりを進めることで、市内外の人を引き寄せる都市の魅力を生み出し、高めていく。

#### 数値目標(2024年)

- ・住んでいる地域が住みやすいと思う人の割合 (基準値) 58.9% (目標値) **65.0%**
- ・健康寿命 (基準値) 男性 72.98歳、女性 75.94歳 (目標値) **男性 73.98歳、女性 76.94歳**

## ○基本目標に対応した基本的方向と施策体系

#### I-1 地元産業力の強化

イノベーションの連鎖を生み出す  
新産業の創出と既存産業の高度化

- ◆「ものづくりのまち」の次代を担う成長産業へのチャレンジ支援
- ◆“やらまいか精神”が根付く地場産業の支援
- ◆農林水産業の6次産業化などの推進
- ◆天竜材のブランド力強化及び流通拡大

海外展開支援と集積による  
地域企業活性化

- ◆海外の活力を取り込むビジネス展開支援
- ◆新たなリーディング産業となる企業の誘致推進
- ◆農林水産物の海外販路開拓

新規創業・就農のチャレンジサポート

- ◆創業希望者への相談・情報提供の推進
- ◆新規就業者などへの支援

担い手第一主義の農林水産業振興

- ◆農地の流動化による有効利用の推進
- ◆多様な担い手の育成

浜松版スマートシティの推進

- ◆浜松版スマートシティの実現
- ◆日照時間日本一を活かしたエネルギー自給率の向上

#### I-2 労働供給力の開拓

チャレンジ・再チャレンジを後押しする  
就労支援

- ◆ハビキヤリもバリキヤリも活躍できる環境づくり
- ◆UIJターン・地元就職支援
- ◆就職を希望する人への就労支援
- ◆働きやすさ・住みやすさの発信

だれもが働きやすい労働・雇用環境の整備

- ◆ワーク・ライフ・バランスの推進

#### II-1

結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

結婚・妊娠の希望を全力で応援

- ◆結婚・妊娠に対する前向きな機運の醸成
- ◆不妊に対する包括的な支援

安心して出産できる環境づくり

- ◆母子の健康の保持・増進

待機児童の解消と子育て支援の充実

- ◆保育施設・放課後児童会の拡充
- ◆地域の子育て力の向上
- ◆子育てに対する不安や負担の軽減

#### II-2

「創造都市・浜松」を担う次代の育成

第2、第3のノーベル賞受賞者の育成

- ◆子どもの才能を伸ばす特別課外講座の充実
- ◆子どもの興味を引き出す機会の充実

地域の力を活かした市民総がかりの  
ひとづくり

- ◆地域・保護者・学校の連携による学校づくり
- ◆地域愛をはぐむ教育の実践
- ◆子どもの個性に応じた支援体制の整備

#### III-1

安全・安心なまちづくり

災害に強いまちづくりの推進

- ◆防潮堤の早期実現
- ◆地域防災の推進

#### III-2

にぎわいの創出

創造都市の推進

- ◆多様な音楽に触れる機会の創出

浜松・浜名湖ブランドの確立による  
交流人口の拡大

- ◆ブランドの確立
- ◆国内外からの交流人口の拡大

地域の特性を活かした魅力づくり

- ◆まちなかのにぎわい創出
- ◆中山間地域のにぎわい創出

#### III-3

支えあいによる  
地域社会の形成

次世代を見据えた地域コミュニティの形成

- ◆市民協働のまちづくりの推進
- ◆多文化共生による市民主体の地域社会の形成

人と人とのつながりをつくる社会の実現

- ◆医療・介護・予防・住まい・生活支援など切れ目のないサービス提供

政令指定都市トップの健康寿命の延伸

- ◆一人ひとりが健康づくりに取り組みやすい環境整備

#### III-4

コンパクトで  
メリハリの効いた  
まちづくり

拠点ネットワーク型都市構造の形成

- ◆集約型の都市づくり
- ◆拠点を結ぶ交通ネットワークの形成

効果的・効率的な市民サービスの提供

- ◆持続可能な市民サービス提供体制の構築
- ◆広域連携の推進

# 浜松市 “やらまいか” 総合戦略 平成30年度の主な取り組み

## 若者がチャレンジできるまち

### ◆ 「ものづくりのまち」の次代を担う成長産業へのチャレンジ支援



はままつトライアルオフィス

#### 【平成30年度】

- ・ [新規] ベンチャー企業と本市企業のマッチングイベント
- ・ [新規] 「舞阪サテライトオフィス」開設
- ・ [新規] EVシフト対応支援

#### 【平成29年度】

- ・ 第三都田地区工業用地の分譲
- ・ 「日本一の起業家応援都市 浜松」宣言
- ・ 「はままつトライアルオフィス」開設
- ・ 自動運転の実証研究



## 子育て世代を全力で応援するまち

### ◆ 結婚・妊娠に対する前向きな機運の醸成 ◆ 子育てに対する不安や負担の軽減



子育て支援ひろば

#### 【平成30年度】

- ・ [新規] 産婦健康診査の開始
- ・ [新規] 新生児聴覚検査に係る助成
- ・ [拡充] 子育て支援ひろばの拡充

#### 【平成29年度】

- ・ 結婚を希望する親向けのセミナー
- ・ 婚活イベントの充実



## 持続可能で創造性あふれるまち

### ◆ 国内外からの交流人口の拡大 ◆ まちなか、中山間地域のにぎわい創出



大河ドラマ館

#### 【平成30年度】

- ・ [拡充] DMOを核とした観光地域づくり
- ・ [新規] デスティネーションキャンペーンに連動した観光PR
- ・ [新規] 市中心部に魅力発信拠点施設整備
- ・ [新規] 「ビーチ・マリンスポーツの聖地」事業化計画策定
- ・ [拡充] 都市部と中山間地域との交流

#### 【平成29年度】

- ・ 大河ドラマ館等、直虎関連イベント
- ・ 東京五輪ブラジル事前合宿の覚書締結
- ・ 「浜松移住センター」開設



出典：平成29年度第2回浜松市“やらまいか”総合戦略推進会議資料から抜粋

## 1 行政区再編の必要性

### (3) なぜ社会環境の変化が想定できなかったのか。(22件)

#### ご意見

- ・社会環境の変化が想定できないスピードで進んだとのことだが、ある程度想定できたのではないか。(西区)
- ・思いもよらぬ情勢の変化と説明しているが、今回の区再編も十分な見通しができているのか。10年後にはまた同じことの繰り返しになるのではないか。(南区)
- ・30年後の人口が66万という説明があったが、このことは合併時に分かっていたのではないか。(天竜区)

#### 浜松市の考え方

- ・平成16年10月に合併協議会で行った10年間(平成27年まで)の将来人口推計では、総人口の増加が続く傾向にありましたが、平成25年に平成57年までの30年間の人口を推計したところ、人口減少、高齢化が急激に進む傾向が明らかになりました。
- ・また、平成25年の人口推計では、少子化による出生数の減少(自然減)に加え、平成20年のリーマンショック等の国内外の社会環境の変化による人口の流出(社会減)が大きく影響しました。

## 1 行政区再編の必要性

### (4) 合併・政令指定都市移行の検証はしないのか。(20件)

#### ご意見

- ・合併して10年経過してどのような結果があったのかを検証せずに今から区の再編をやり直すでは理解しがたい。(東区)
- ・再編の必要性が分かりづらく、合併して良くなった点、悪くなった点も見えない。(北区)
- ・なぜ現在の7区に区割りしたのか。(天竜区)

#### 浜松市の考え方

- ・区制度検討に係る工程表(平成28年2月市議会特別委員会にて了承)に基づき、特別委員会において合併・政令指定都市移行の検証について議論し、平成28年6月にこれまでの行政区制度、サービス提供体制の検証・総括を「合併・政令市の検証」としてとりまとめ、平成28年6月に特別委員会へ提出しました。
- ・検証の内容は、本市における行財政等の経営状況の推移と市民生活の変化を中心に、職員数の適正化や市債残高の削減等、行政運営の効率化の取り組み等を振り返るものであり、新たな行政サービス体制を考えるための素材として活用してまいりました。
- ・また、健全な行財政運営をしつつも、合併した市町村に認められた合併特例債を活用し、消防ヘリコプターや平スポーツ施設の整備、浜松赤十字病院の移転支援、中山間地域における地域振興を目的とした基金積立等、新市として必要な大規模事業も実施してきました。
- ・現在の区割りは、12市町村が対等な立場で議論した合併協議会で決められたものです。15市町村が合併した新潟市(※)同様に多数の市町村が合併したこと、人口規模(先行例では10万~20万の区が多い)、地形・地物、地域コミュニティ、歴史的沿革、市町村境等の地域事情に配慮し、7区となった経緯があります。  
※新潟市は平成13年~17年にかけて3回(黒埼町、近隣12市町村、巻町)の合併を行いました。

#### <参考資料>

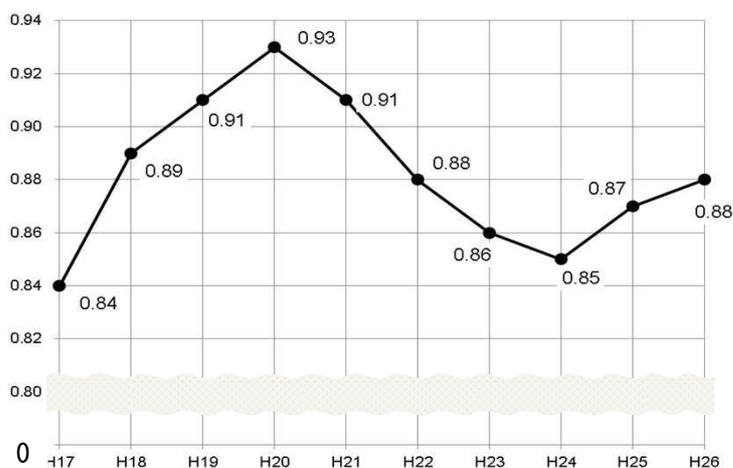
- ・合併・政令市の検証(平成28年6月 行財政改革・大都市制度調査特別委員会提出資料)

# これまでの行政区制度、サービス提供体制の検証・総括

## 財政力指数の推移

財政力指数とは・・・

財政の豊かさを表す指数。地方公共団体を運営する経費に対して、自前の収入がどれくらいあるかを示す数値で、財政力指数が1を超えると地方交付税の交付を受けないなど、国が地方公共団体に対する財政の程度を決定する際の指標として用いられる。



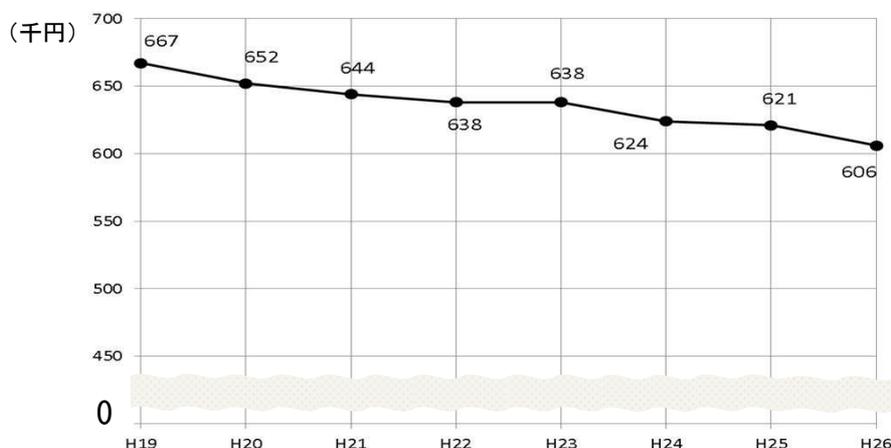
<参考：合併前の旧市町村の状況>

市町村名	H16
1 浜松市	0.92
2 浜北市	0.77
3 天竜市	0.42
4 舞阪町	0.60
5 雄踏町	0.57
6 細江町	0.70
7 引佐町	0.46
8 三ヶ日町	0.63
9 春野町	0.24
10 佐久間町	0.32
11 水窪町	0.19
12 龍山村	0.30

## 市民一人当たりの負債

市民一人当たりの負債とは・・・

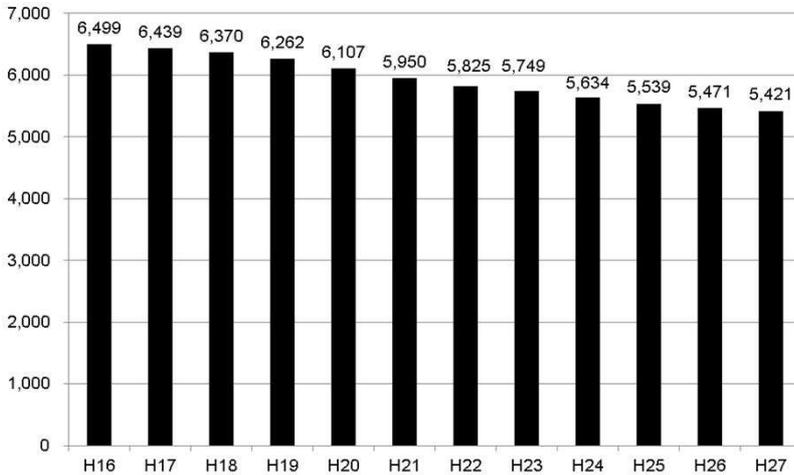
市債残高を住民基本台帳人口で割った額。市債残高は総会計（一般会計＋特別会計＋企業会計）の各年度末残高。



※市債残高は満期一括償還に備えた減債基金への積立金を償還したものとみなしたものと

## 一般職員数の推移

(人)



※各年4月1日現在。ただし、H17は、7月1日現在

<H16. 4. 1時点の旧12市町別の職員数(人)>

市町村名	H16. 4. 1
1 浜松市	4,208
2 浜北市	675
3 天竜市	284
4 舞阪町	122
5 雄踏町	133
6 細江町	151
7 引佐町	162
8 三ヶ日町	143
9 春野町	130
10 佐久間町	202
11 水窪町	90
12 龍山村	42
13 一部事務組合	157
計	6,499

## 区役所出先機関の再構築

年度	業務内容	目的・効果
H22年度	産業 (商工・農林)	・全市的な視点から、産業施策の一体的な推進を図る ・業務を集約することにより行政事務の効率化を図る
	市営住宅	・業務を集約することにより行政事務の効率化を図る
H23年度	土木	・業務を集約することにより行政事務の効率化を図る ・職員の専門性の向上を図る
H24年度	環境保全	・業務を集約することにより行政事務の効率化を図る ・職員の専門性の向上を図る
	税務(課税)	・業務を集約することにより行政事務の効率化を図る ・職員の専門性の向上を図る
H26年度	会計審査	・業務を集約することにより行政事務の効率化を図る ・職員の専門性の向上を図る

※これら以外にも、政令指定都市移行後は、組織の効率化や新たな行政需要へ対応するため、組織改正を行ってきた。

## 区割りの概要

平成19年4月1日 政令指定都市移行 7行政区施行

区割りについては、合併協議会で議論され、内定した。

### <行政区を編成する上での留意点>

- ①人口規模(1行政区当たり10万人程度など)
- ②地形・地物(河川、道路、鉄道、主要道路など)
- ③地域コミュニティ(町字、自治会など)
- ④歴史的沿革(旧町村など)
- ⑤現市町村境
- ⑥郡・市町村同士のつながり
- ⑦通学区域
- ⑧交通体系
- ⑨社会的・経済的一体性(市街地、工業地域、商業地域、農村地域など)
- ⑩選挙区(国・県)
- ⑪面積規模
- ⑫国・県等の公共機関の管轄区域

### <区割りの内定に当たっての考え方>

- ①北遠(5市町村)は分断しない。
- ②浜松市以外の市町村の区域は、分断しない。
- ③郡は分断しない。
- ④浜松市内は、36地区自治会連合会を単位とする。



出典：合併・政令市の検証（平成28年6月 行財政改革・大都市制度調査特別委員会提出資料）

## 1 行政区再編の必要性

### (5) 行政区再編によって人口減少等の課題が解決できるのか。(16件)

#### ご意見

- ・人口減少、超高齢化、社会保障費の増大、インフラの老朽化は市だけの問題でない。区の再編を行えば全て解決することなのか。(浜北区)
- ・人口が減って苦しいというのは分かるが、区再編だけでなんとかするというの理解できない。(東区)
- ・人口減少などの課題は、区再編をしても解決しないのではないか。(北区)

#### 浜松市の考え方

- ・行政区の再編は、人口減少、超高齢化、社会保障費の増大、インフラの老朽化等の課題を直接解決するものではなく、このような環境変化に対応するため、行政組織の見直しを行うものです。
- ・区再編によって生み出される財源は、コミュニティ支援の強化等、協働センターの機能充実に充てるとともに、少子高齢化や人口減少、第4次産業革命と呼ばれる急激な社会経済情勢の変化において、今後必要とされる市民サービスの確保に充ててまいりたいと考えています。
- ・区再編に加え、今後も様々な行財政改革によって継続的に行政運営の効率化に取り組み、社会・経済状況の変化や新たな需要に対応してまいります。

## 1 行政区再編の必要性

### (6) 区は設置しなければならないのか。(14件)

#### ご意見

- ・区をなくすことはできないのか。法律に縛られない方向で考えられないのか。(中区)
- ・2区にするよりも、浜松市を一つとして今までと同様のサービスを行政センターや協働センターで行うことにしてはどうか。(北区)
- ・区の数ゼロにする選択もあるのではないかと。(浜北区)

#### 浜松市の考え方

- ・政令指定都市は法律上（地方自治法第252条の20）、必ず2つ以上の区と区役所（区の事務所）を設けなければならないと定められているため、少なくとも2つの区を設置する必要があります。
- ・今回の区再編は、法律によって設置が定められている区役所の数をできる限り少なくし、市の裁量により設置できる、行政センターや協働センターの機能を充実し、柔軟な組織運営が可能となる体制を構築することで、市民の皆様により身近なサービスを提供するために提案するものです。



## 2 行政区再編の効果と課題

(1) 区の再編によって職員が削減・集約されるにも関わらず、今まで以上にサービスを向上させることができるのか。サービスが低下するのではないか。(40件)

### ご意見

- ・人件費を減らしてもこれまでの仕事がまかなえるのか。(中区)
- ・職員数が減ることで行政サービスが低下することが心配である。(北区)
- ・サービスは低下しないというが、根拠をきちんと示して欲しい。(天竜区)

### 浜松市の考え方

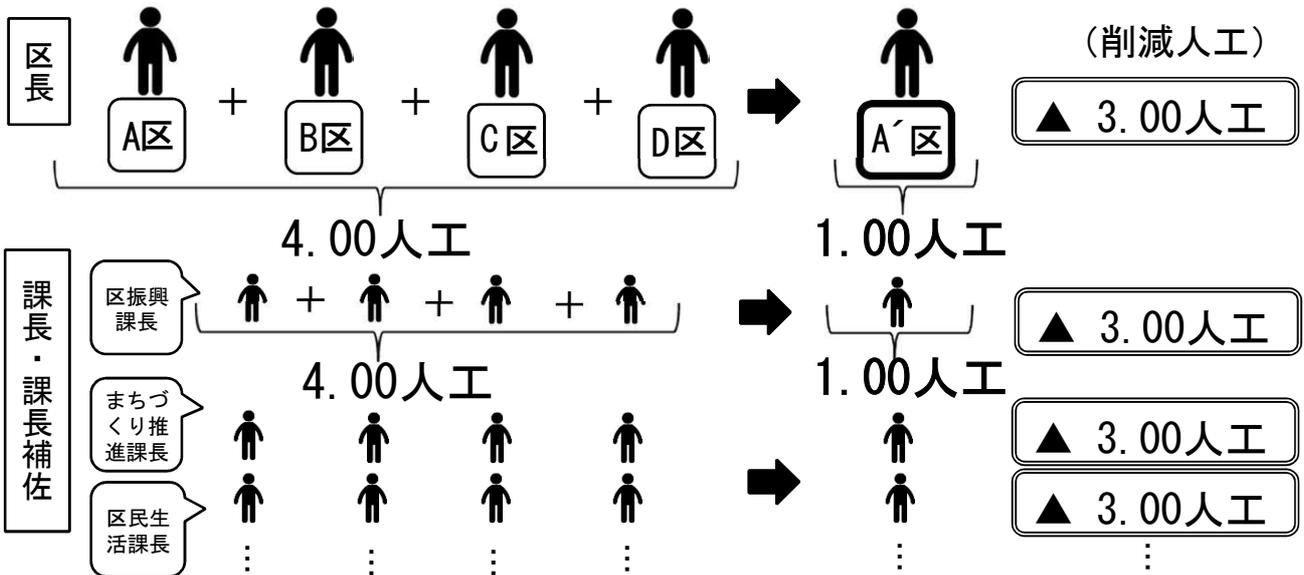
- ・2区及び3区案では、100人前後の職員削減を試算しています。削減対象は、主に区長や課長などの管理職や庶務的な業務に従事する職員であり、市民の皆様へ直接サービスを提供する窓口の職員は削減しません。
- ・今後、働き手が不足する中で、職員の確保が困難になることが想定されます。法律によって設置が定められている区役所の数はできる限り少なくし、市の裁量で設置数や規模、機能を決めることができる区の出先機関を柔軟に配置できるようにすることで、限られた職員を必要な場所に適切に配置することができるようになります。
- ・これにより、今後、保健や福祉など行政サービスのニーズが高くなる分野については、再編により捻出されたマンパワーを充てることも可能であると考えています。
- ・また、現在7区に分散して配置している保健師等の専門職を業務の状況等に応じて臨機応変に配置することにより、指揮命令系統が簡素化され、年度途中の急な産育休取得者への対応や、困難事例へのチームでの対応等が可能となり、サービスの質を高めることができると考えています。

### <参考資料>

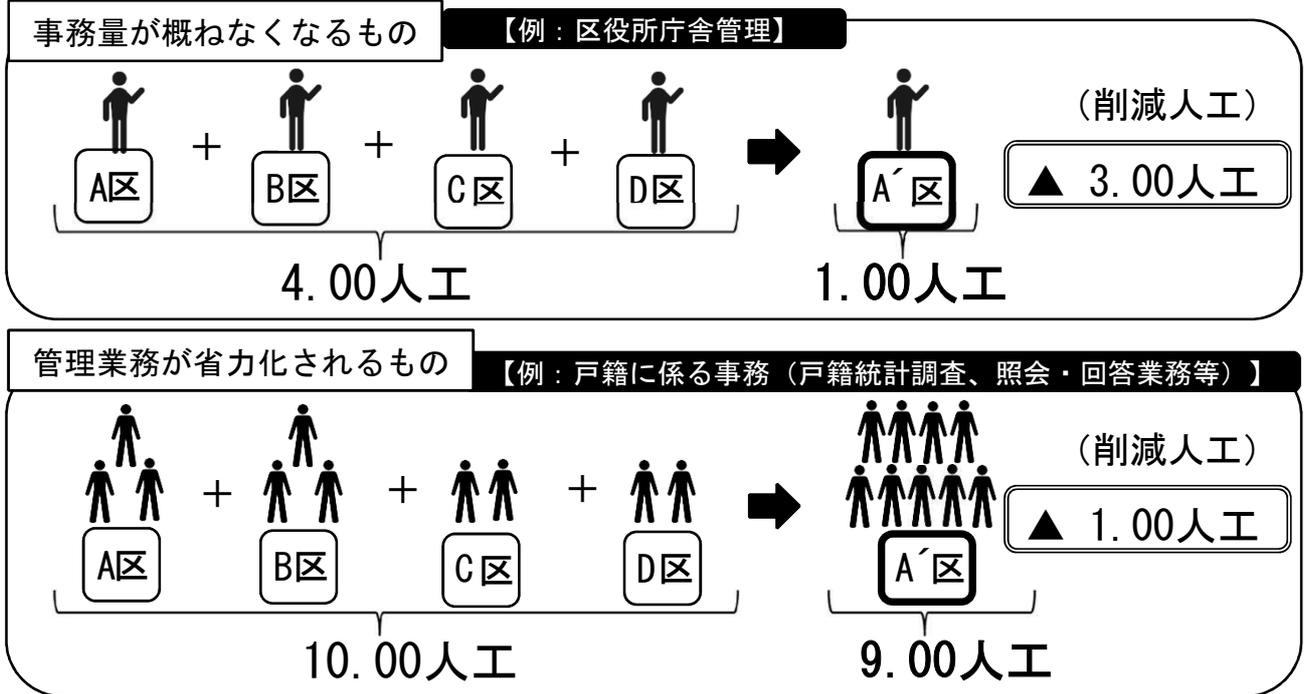
- ・合区による職員数算定のイメージ(平成30年2月7日開催 行財政改革・大都市制度調査特別委員会当日配付資料)
- ・保健師の組織体制のイメージ

# 合区による職員数算定のイメージ

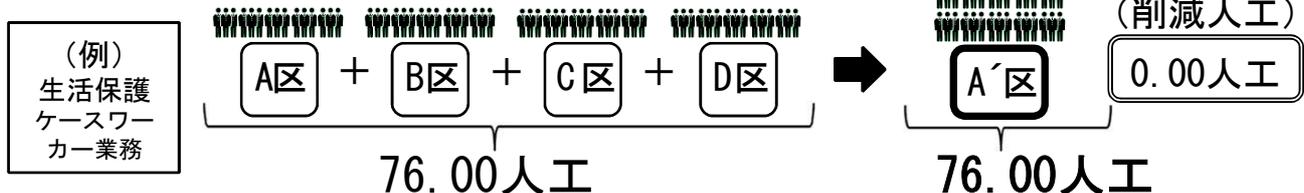
## 1 管理職の減による効果



## 2 集約化の減による効果



## 3 集約化されても事務がそのまま残るもの



出典：平成30年2月7日開催 行財政改革・大都市制度調査特別委員会資料

# 保健師の組織体制のイメージ

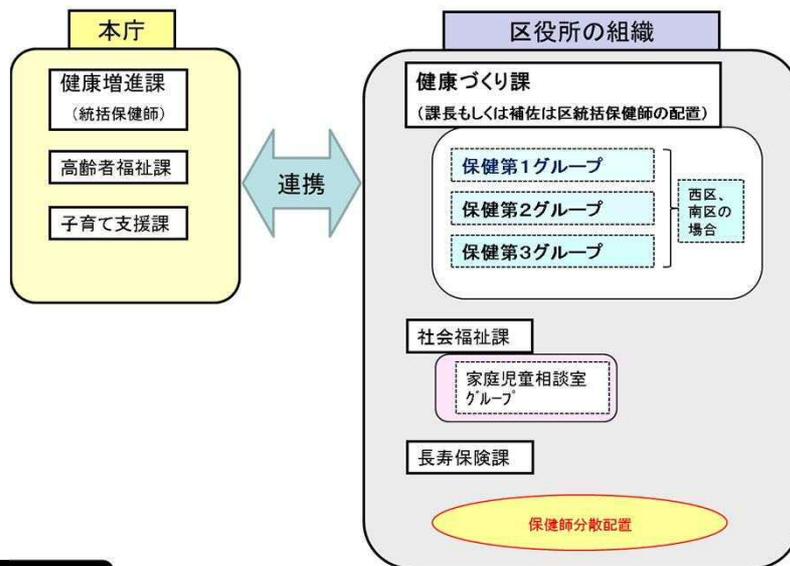
## 【現状】

保健師が7つの区役所に分散配置

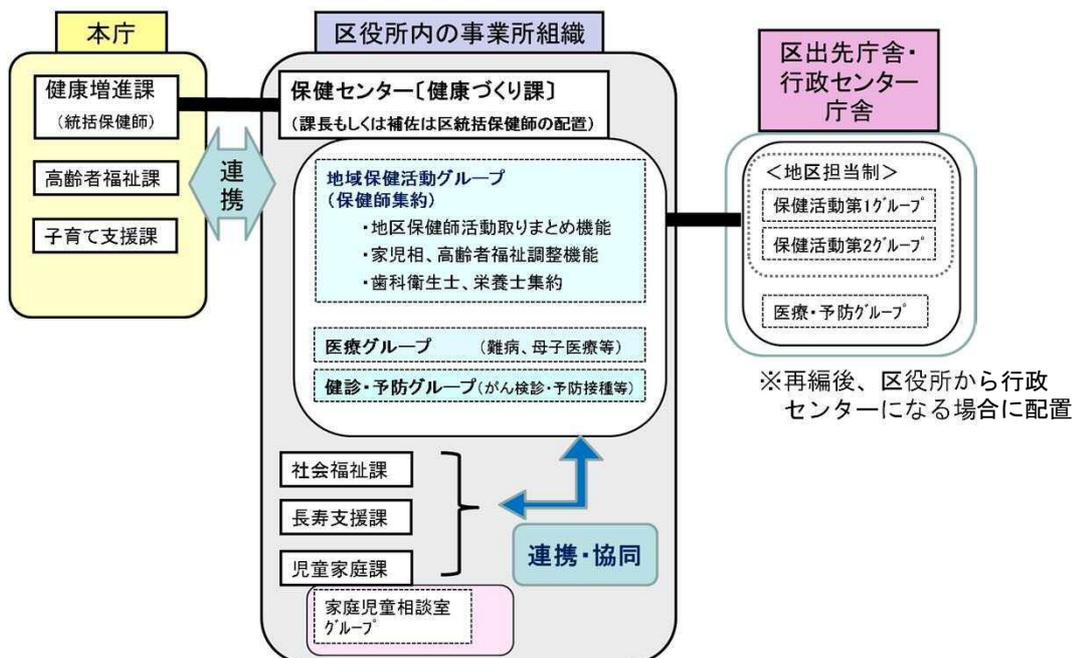
## 【再編後】

保健師の本庁組織への集約により、現在の母子保健中心から、子供から高齢者まで全方位型のサービスを提供

## 現 状



## 再編後のイメージ



新たな行政サービス提供体制（案）に係る関係部局の考え方（平成29年11月10日開催 行財政改革・大都市制度調査特別委員会資料1）を基に作成

## 2 行政区再編の効果と課題

(2) 行政区再編の効果は人件費の削減だけか。良い面ばかり強調されているが、デメリットについても説明してほしい。(35件)

### ご意見

- ・再編による効果は、人件費の削減だけなのか。行政区再編のメリットが先行しているが、デメリットはあるか。(西区)
- ・区の再編で失われる点をどのようにフォローして、住民の生活がどのように良くなるのかということを整理してほしい。(浜北区)
- ・区再編のデメリットをどのように解消するかについて検討する必要がある。(天竜区)

### 浜松市の考え方

- ・区再編のデメリットについて、区の名前が変わった場合は一時的に住所録や区名入り印刷物等の変更が必要となるものがあるほか、再編案によっては区役所が遠くなり、区役所に出向くための時間や交通費等のご負担が増える場合があります。
- ・現在、南区役所へ行くのに浜松駅まで出てバスを乗り換えなければならないケースもあり、浜松駅を中心とした交通体系や公共交通網が整備されていることを考慮し、旧浜松市域の合区を区再編案の検討の前提条件としました。
- ・加えて、テレビ会議システムを活用する等、協働センターの機能を強化し、区役所に直接行かなければならない手続きを最小限に留めたいと考えています。

## 2 行政区再編の効果と課題

(3) 区再編により解消される課題について、区再編によらなくても現在の体制で解消できるのではないか。(11件)

### ご意見

- ・区役所組織を本庁組織に変更し、保健師等を集約することは、区を統合しなくてもできるのではないか。(浜北区)
- ・区の再編の効果と課題は、人事異動で解決できるものばかりではないか。(東区)
- ・再編しなければ、福祉・保健・土木の組織を再編できないのか。(西区)

### 浜松市の考え方

- ・環境変化に伴う行政需要の広がりに対して、職員を増やすことなく対応するためには、区再編により区役所を含めた出先機関の最適化を図り、固定化された組織ではなく柔軟な組織で対応していくことが必要であると考えています。
- ・市の出先機関全体の最適化については、これまでも区役所の税務課を本庁組織とした事例等がありますが、福祉・保健サービスを本庁組織が提供するためには、行政区再編の手続同様に条例改正が必要であり、市民の皆様への影響をできるだけ抑え、組織を肥大化させずに行うためには、区再編の中で実施することが最善であると考えています。

### 3-4 区再編案

#### (1) 年間削減効果額について詳しく説明してほしい。(49件)

##### ご意見

- ・年間削減効果額の中で、一番大きな要因は何か。(中区)
- ・年間削減効果額に10億円から3億円と差があるのはなぜか。(南区)
- ・年間10億円の削減効果があると試算しているが、どれ位の期間で実現できるのか。(浜北区)

##### 浜松市の考え方

- ・年間削減効果額は、平成30年2月7日開催の行財政改革・大都市制度調査特別委員会に提出した資料「区再編に係る削減効果額」でお示しした粗い試算になります。
- ・年間削減効果額の約8割が人件費、その他が使用しなくなる区役所の庁舎維持管理費、事務経費になります。
- ・人件費について、2区、3区案では、約100人の削減を見込んでおり、職員一人当たり約790万円の人件費が削減されると試算しています。削減される職員数により、年間削減効果額に差が出てまいります。
- ・職員数は、再編後、一定の期間をかけて削減していく考えであり、採用とのバランスを考慮しながら、5年間で1年当たり20人程度を段階的に減らしていきます。
- ・なお、こうして捻出された財源及び職員は、協働センターへの正規職員の配置はもとより、将来にわたってその時々々の社会情勢の変化に応じて、今後必要とされる市民サービスの確保に充ててまいります。

### 3-4 区再編案

#### (2) 職員の削減について具体的に知りたい。(32件)

##### ご意見

- ・区再編によって、職員は何人削減されるのか。(東区)
- ・現在の区役所の職員数は何人か。(中区)
- ・区再編をしなければ管理職を減らすことができないのか。(西区)
- ・職員数が減れば、サービスが低下すると感じる。(浜北区)

##### 浜松市の考え方

- ・平成29年4月1日時点での区役所(第1種協働センターを含む)の正規職員数は1,091人です(市民サービスセンター、第2種協働センター、ふれあいセンターを除き、区内にある土木整備事務所の職員数を含む)。
- ・2区案では117人、3区案では92人の職員を削減できると試算しています。
- ・削減対象は、主に管理職や庶務に従事する職員であり、市民に直接サービスを提供する窓口業務に従事する職員については、削減しません。
- ・職員数の適正化については、これまでも区役所の税務課を本庁に集約する等の取り組みを進めておりますが、行政区の再編により、法律によって設置が定められている区役所の数を減らし、市の裁量で設置数や規模、機能を決めることができる区の出先機関を地域の事情に応じて柔軟に配置できるようにすることで、より適正な職員の配置が可能になると考えています。

### 3-4 区再編案

#### (3) 再編ありきなのか。現行の7区を維持することはできないのか。(25件)

##### ご意見

- ・区の再編により市全体のチームワークが乱れるのは良くない。再編しないで現状のままが良いのではないか。(中区)
- ・7区のままという話が一切ないが、再編ありきと見える。(浜北区)
- ・現行の7区体制で何とかできないか検討したのか。(北区)

##### 浜松市の考え方

- ・現状の7区体制について、サービス拠点が7区に分散しているため、サービスの質の維持が課題となっています。特に、保健師等、専門性の高い職員は、組織単位が小さいために職員の育児休業や不測の事態による欠員への対応に困難を抱え、チームによるサービス提供にも支障をきたす恐れがあります。
- ・また、福祉等、今後のニーズの増加により職員数の増加が必要となる分野へ、全体の職員数を増加させることなく適切に職員を配置するためには、組織の見直しによる柔軟な体制への転換が必要となります。
- ・さらに、今後予想される人口減少・超高齢化、社会保障費・インフラ更新経費の増加に対して、財政が健全な今のうちから備えておく必要があります。
- ・このような現状における課題と今後の見込みに対応するため、行政区再編により経費を生み出し、今後必要とされる市民サービスの確保に充ててまいります。

##### <参考資料>

- ・政令指定都市の区数（平成29年4月1日現在）

札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
10	5	10	6	18	7	3	8	3	7
名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
16	11	24	7	9	4	8	7	7	5

- ・浜松市と静岡市の行政サービス等比較

浜松市と面積、人口がほぼ同規模の静岡市は3区で、サービスセンターは浜松の50に対し31か所です。

# 浜松市と静岡市の行政サービス等比較

## ◎静岡市の区割り状況

区名	人口	面積	人口密度
	(人)	(km <sup>2</sup> )	(人/km <sup>2</sup> )
<a href="#">葵区</a>	250,580	1,073.75	233.37
<a href="#">駿河区</a>	211,555	73.06	2,895.63
<a href="#">清水区</a>	234,388	265.09	884.18
合計	696,523	1,411.90	493.32

(推計人口、2018年5月1日)



## 浜松市・静岡市における窓口サービス比較

静岡市			
施設名	箇所数	合計	
支所の市民サービスコーナー	3	25	31
支所以外の市民サービスコーナー(証明発行のみ)	22		
支所以外の市民サービスコーナー(証明発行・届出)	6		

浜松市			
施設名	箇所数	合計	
第1種協働センター	7	43	50
第2種協働センター(窓口サービスを取扱う施設のみ)	27		
市民サービスセンター(単独)	9		
ふれあいセンター(窓口サービスを取扱う施設のみ)	7		

### 3-4 区再編案

(4) 合区を前提としていることを見直し、現在の区を分割することも検討してほしい。(13件)

#### ご意見

- ・ 区の再編とあわせて行政区と学区の不一致の解消を図るためには、現行区の枠組みに捉われないような検討も必要であると思われる。(北区)
- ・ 合併のときのしがらみを捨てて、現行の区割りではなくゼロから仕切りなおすことも必要ではないかと思う。(浜北区)
- ・ 現行区の合区を基本としているが、まずは市を一つにした上で、区境を動かして組み立て直してはどうか。(天竜区)

#### 浜松市の考え方

- ・ 今回の再編案の検討の前提条件として、区制移行10年間の取り組みの単位を尊重し、市民への影響を最小限にしながらも、充実したまちづくりを実現するため、それらを分割するような新たな分割を行わないとの考えから、現行区の合区を基本としております。

## 5 再編後の姿

### (1) (仮称) 行政センター、協働センターの機能は具体的にどうなるか。(58件)

#### ご意見

- ・全市的な内容の説明ではなく、行政センターの具体や分野ごとの比較シミュレーションをして、丁寧に説明した方が分かりやすいと思う。(北区)
- ・これまでのサービスは維持されるのか。区役所でしかできなかった業務を協働センターでできるようにしてほしい。(西区)
- ・協働センターの機能強化として、「自治会活動などコミュニティ支援の充実」とあるが、具体的にどのようなものか。(中区)

#### 浜松市の考え方

- ・(仮称) 行政センターは、窓口サービス、地域づくり、生涯学習の3つの基本的な機能に加え、防災や農林道の簡易な維持管理等の地域性に応じた固有の機能を有します。
- ・再編後に、区役所から(仮称) 行政センターになるところについては、市民の利便性に配慮したサービスの提供を検討してまいります。
- ・また、現在の第1種協働センター(引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山の協働センター)については、現在と同様のサービスの提供を考えています。
- ・協働センターは、地域づくり、生涯学習の2つの機能を有します。市民サービスセンターが併設される協働センターでは窓口サービスの提供も行います。
- ・また、テレビ会議システムの導入等により、区役所へ行かなくても協働センターで相談等の対応ができるように検討してまいります。
- ・現在、協働センター職員がコミュニティ支援などを通じた地域づくりを行っております。地域によって異なる課題や要望を、区あるいは市に地域の声として伝えていくことが職員の役割だと考えています。
- ・区の再編後は、協働センターの再任用職員に替えて新たに正規職員を配置し、今まで以上に自治会との連携を深めて、負担の軽減を図っていきます。

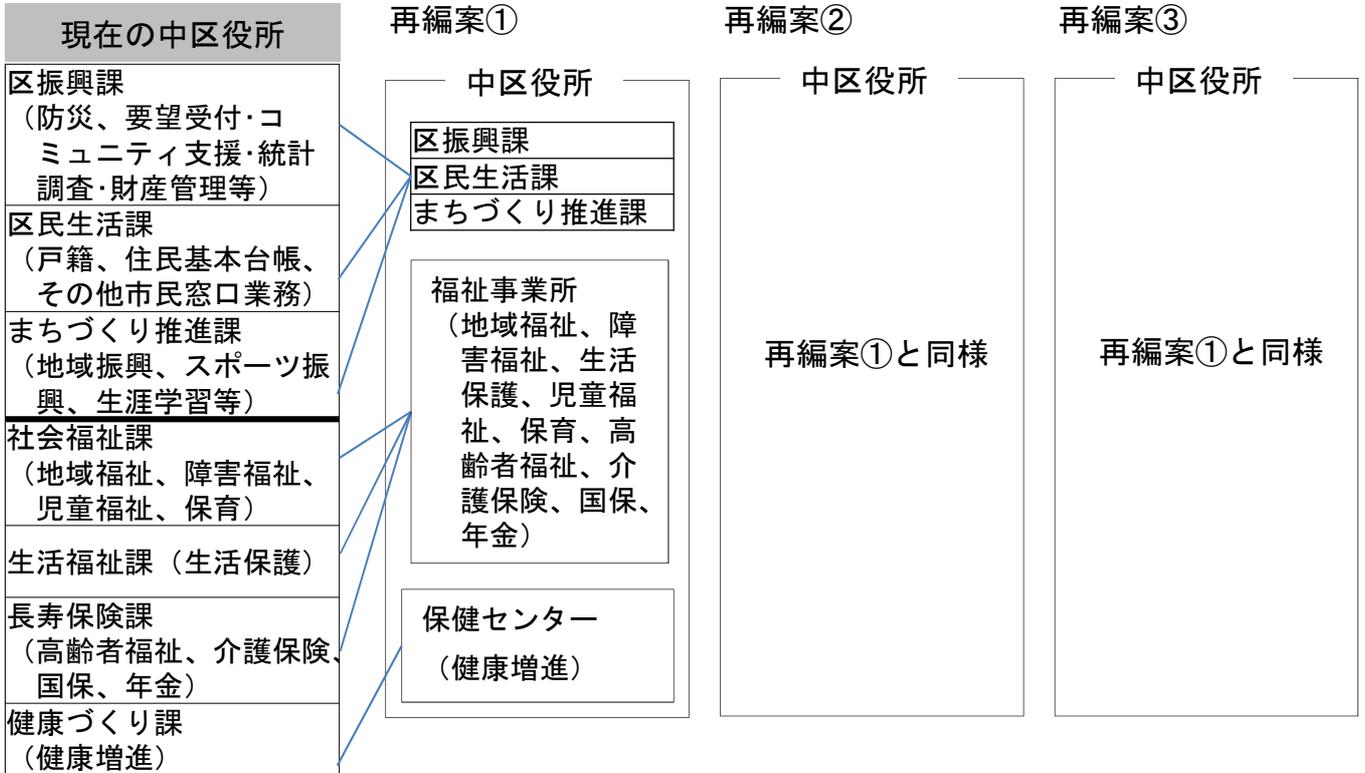
#### <参考資料>

- ・再編後の各区における区役所・行政センターのイメージ

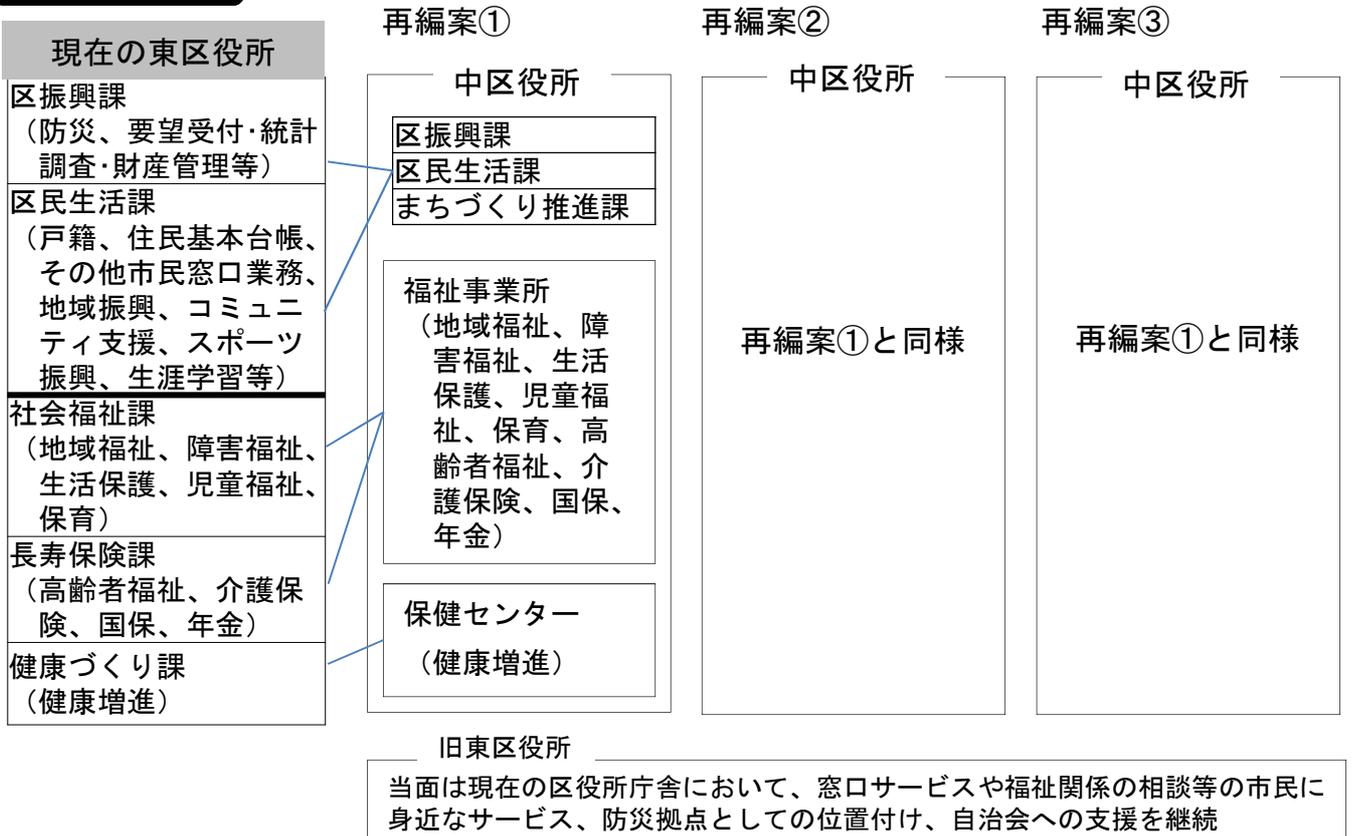
# 再編案ごとの各区における区役所・行政センターのイメージ

※区役所、行政センターの設置場所は試算のため仮に設定するもの。

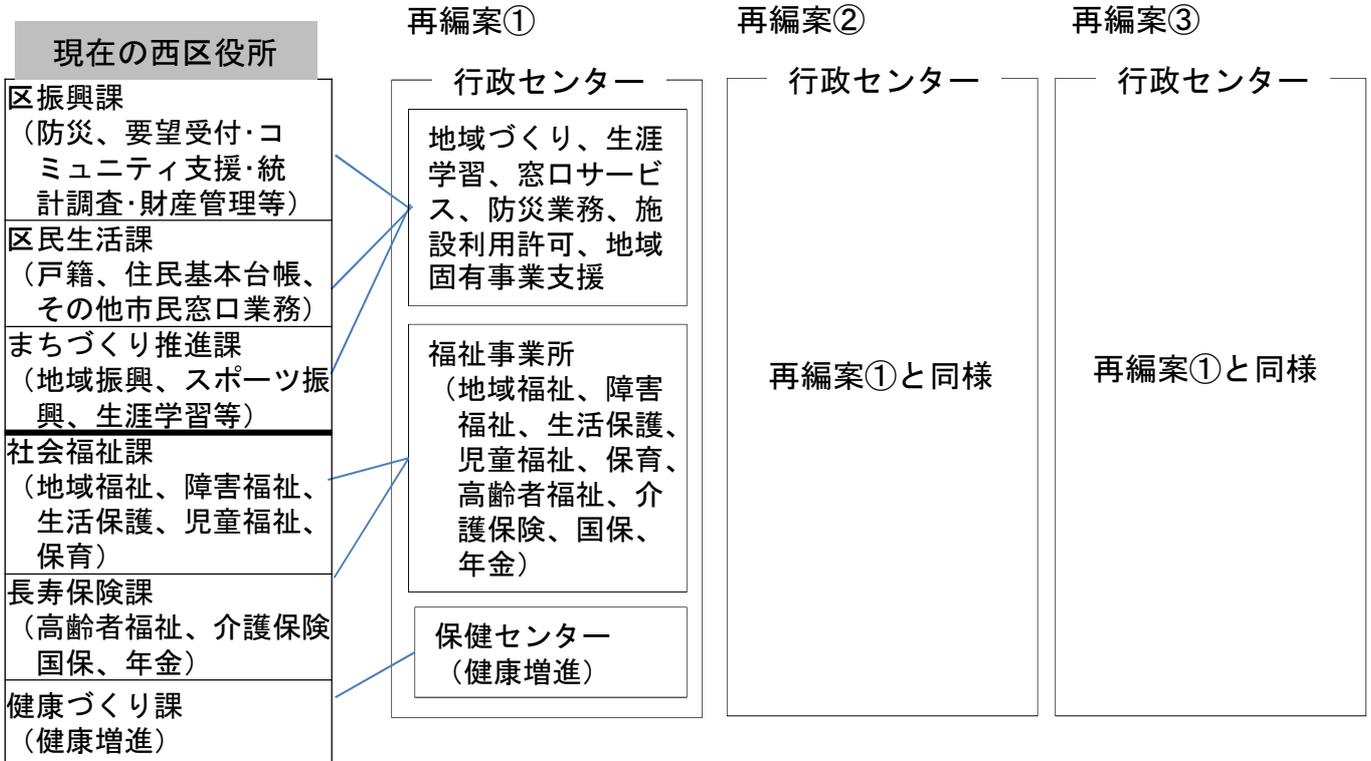
## 中区



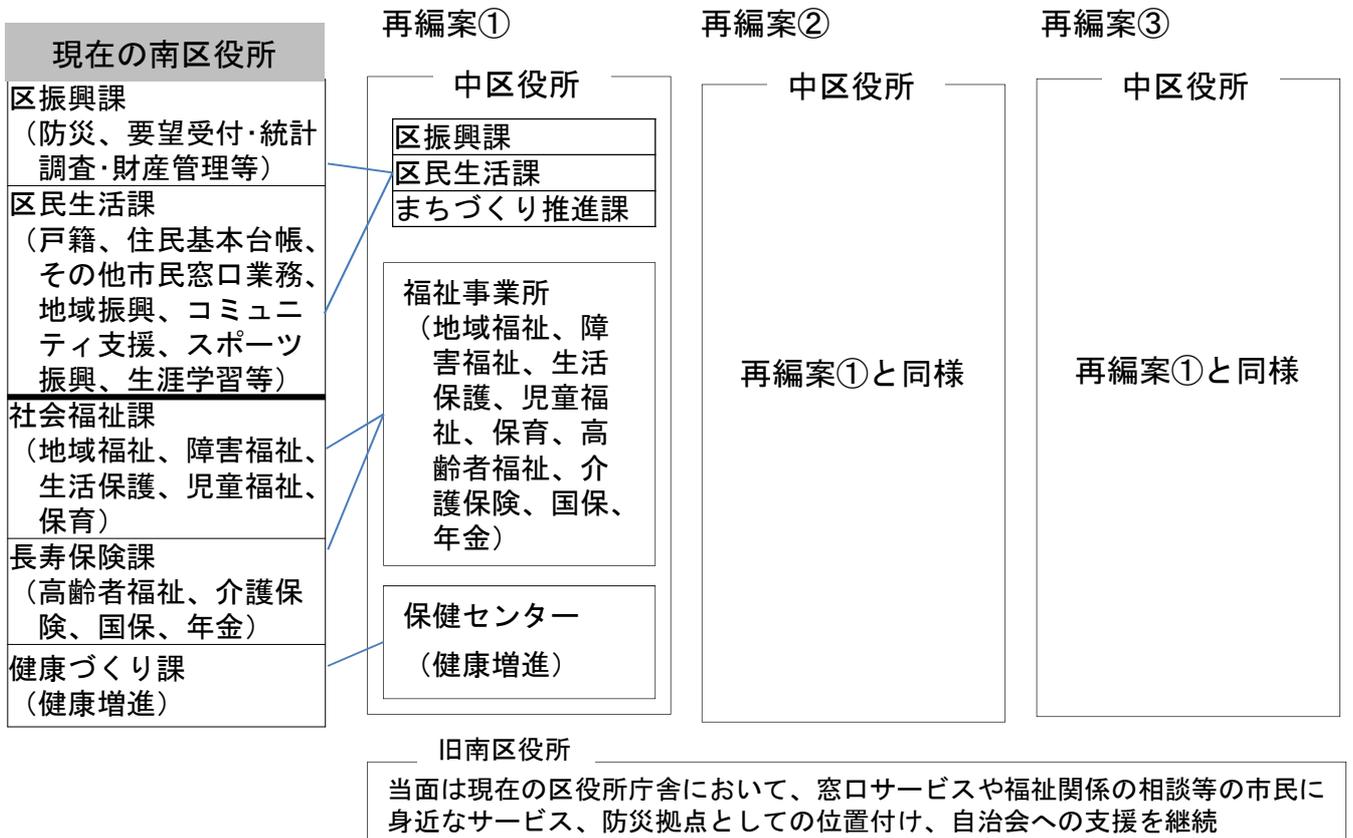
## 東区



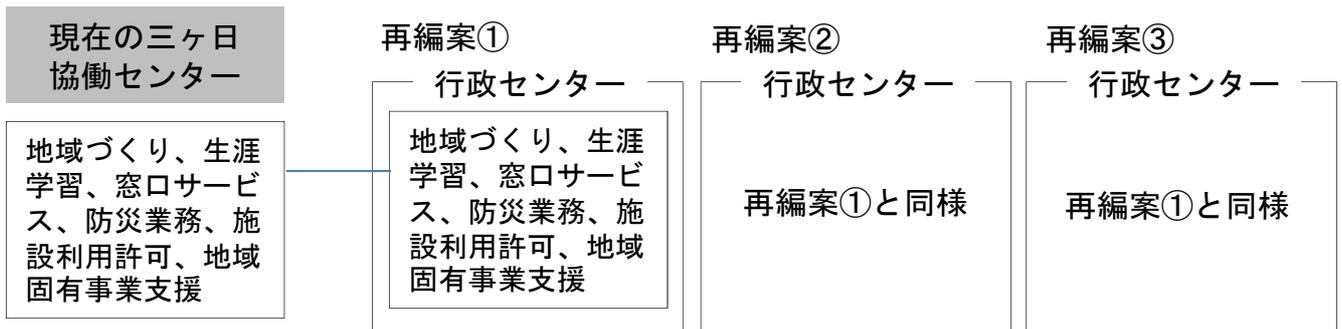
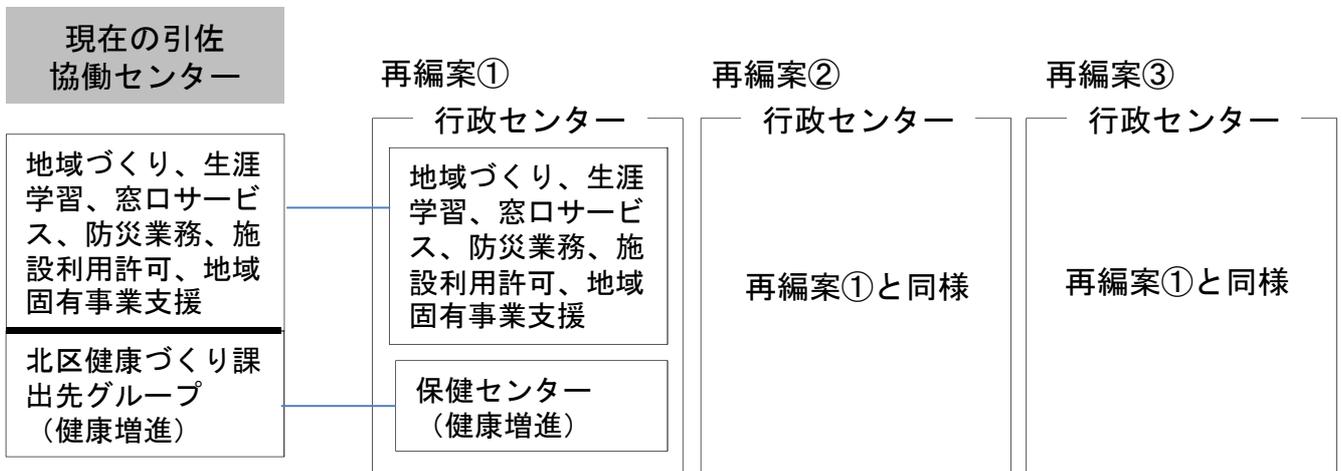
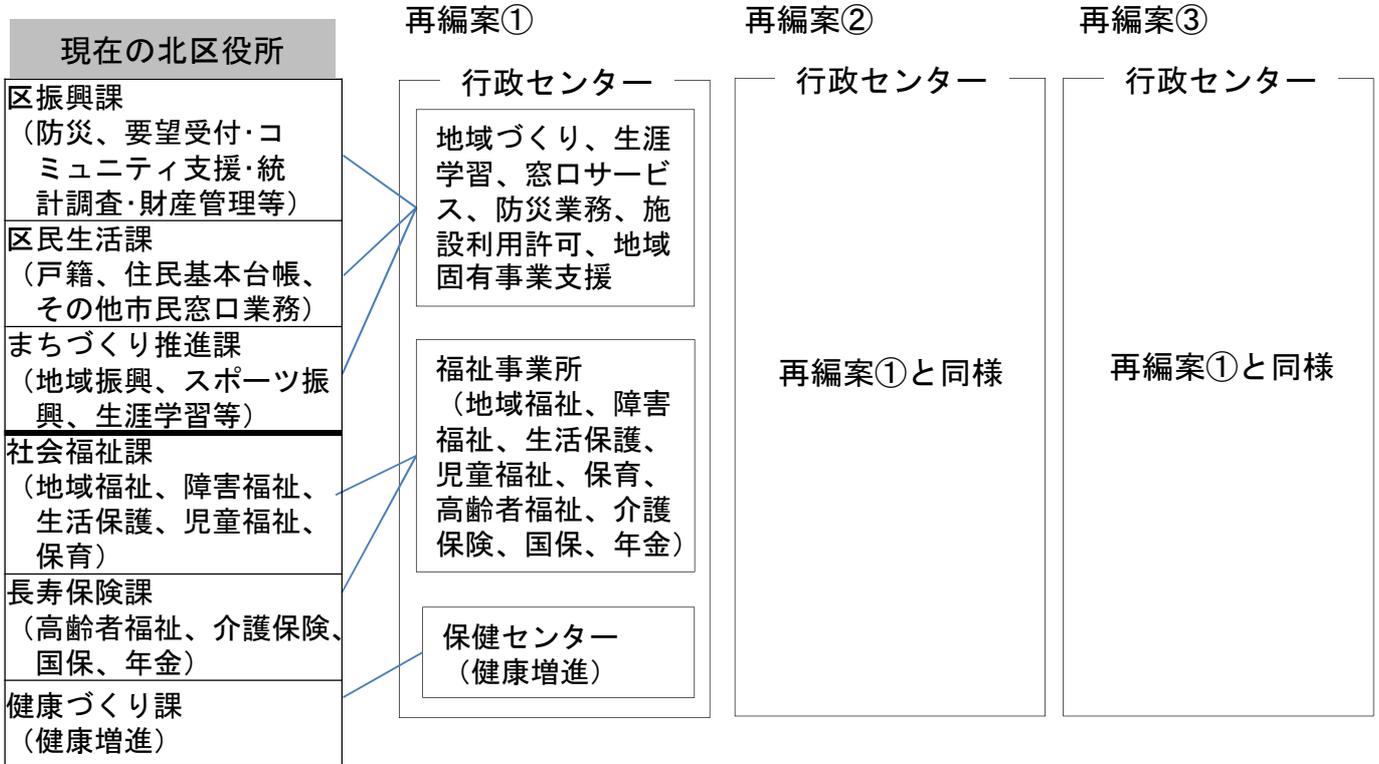
## 西区



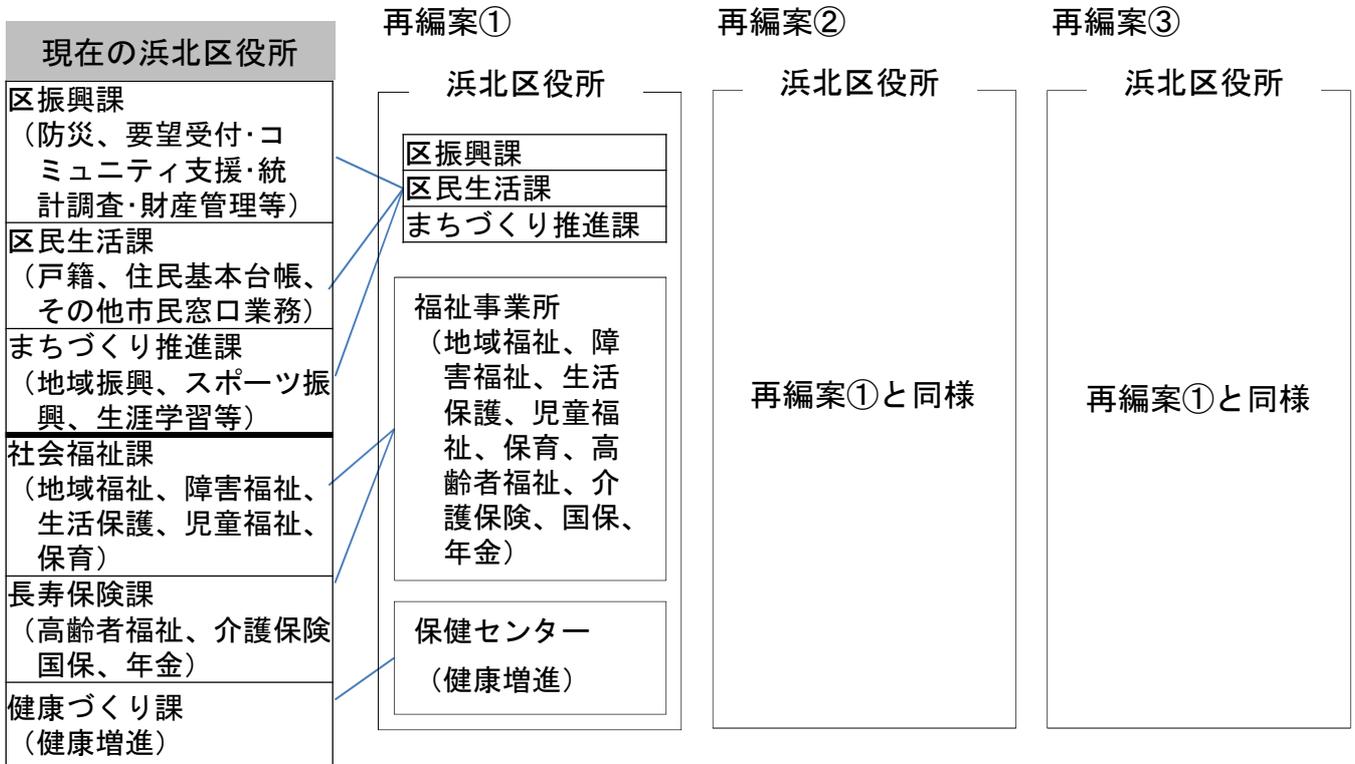
## 南区



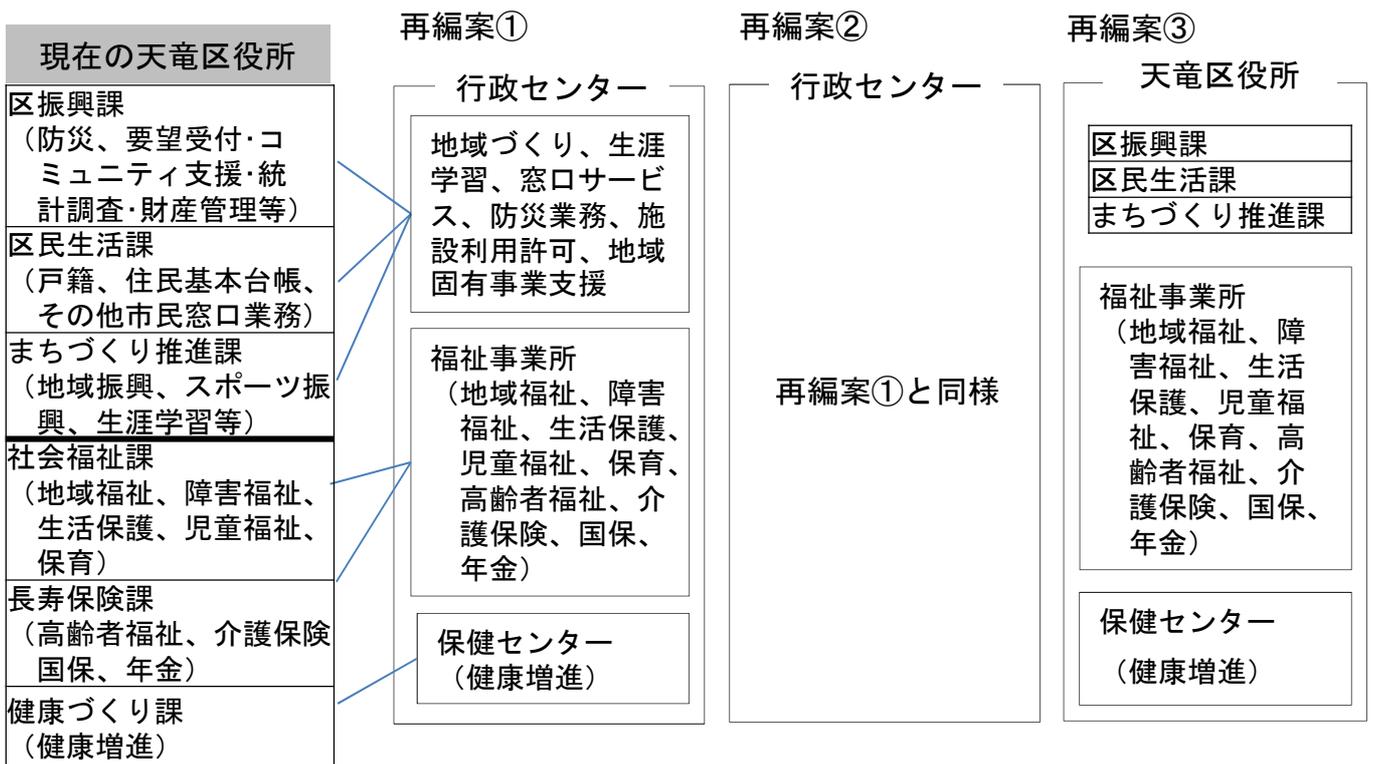
# 北区



## 浜北区



## 天竜区



**現在の春野  
協働センター**

地域づくり、生涯学習、窓口サービス、防災業務、施設利用許可、地域固有事業支援

---

天竜区健康づくり課出先グループ（健康増進）

**再編案①**

行政センター

地域づくり、生涯学習、窓口サービス、防災業務、施設利用許可、地域固有事業支援

保健センター（健康増進）

**再編案②**

行政センター

再編案①と同様

**再編案③**

行政センター

再編案①と同様

**現在の佐久間  
協働センター**

地域づくり、生涯学習、窓口サービス、防災業務、施設利用許可、地域固有事業支援

---

天竜区健康づくり課出先グループ（健康増進）

**再編案①**

行政センター

地域づくり、生涯学習、窓口サービス、防災業務、施設利用許可、地域固有事業支援

保健センター（健康増進）

**再編案②**

行政センター

再編案①と同様

**再編案③**

行政センター

再編案①と同様

**現在の水窪  
協働センター**

地域づくり、生涯学習、窓口サービス、防災業務、施設利用許可、地域固有事業支援

---

天竜区健康づくり課出先グループ（健康増進）

**再編案①**

行政センター

地域づくり、生涯学習、窓口サービス、防災業務、施設利用許可、地域固有事業支援

保健センター（健康増進）

**再編案②**

行政センター

再編案①と同様

**再編案③**

行政センター

再編案①と同様

**現在の龍山  
協働センター**

地域づくり、生涯学習、窓口サービス、防災業務、施設利用許可、地域固有事業支援

**再編案①**

行政センター

地域づくり、生涯学習、窓口サービス、防災業務、施設利用許可、地域固有事業支援

**再編案②**

行政センター

再編案①と同様

**再編案③**

行政センター

再編案①と同様

## 5 再編後の姿

### (2) 区役所が減った場合の防災体制やサービス提供をどのように考えているか。 (45 件)

#### ご意見

- ・区役所がなくなると、地域性に配慮した災害対応ができなくなるのではないかと。(北区)
- ・南区はどの案でも区役所がなくなってしまうため、サービスの低下を懸念している。(南区)
- ・東区役所でやっているサービスは協働センターでできるようになるのか。(東区)

#### 浜松市の考え方

- ・本市の防災体制について、現在は、本庁を「浜松市災害対策本部」、7区役所を「区本部」、北・天竜区の第1種協働センター（引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山）を「地域本部」として編成しています。
- ・再編後は、新たに防災拠点とする協働センター等を設定し、現在の7区役所6本部体制と同様の防災体制を維持・再構築いたします。
- ・サービスの提供体制について、現在、区役所でしか取り扱っていない主な事務は、マイナンバーカードの交付事務や保育所の入所申込、生活保護の相談・申請等があります。
- ・現在の区役所を（仮称）行政センターとした場合、市民の皆様が頻繁に利用するサービスについては、引き続き行政センターで取り扱うことを検討しています。
- ・現在お示ししている案では、区再編後も、区役所で所管する財産の借受申込や認知届等の戸籍・住民基本台帳に係る一部の事務等は区役所のみでの対応を予定しています。
- ・東・南区役所を設置しない場合でも、当面は現在の区役所庁舎において、窓口サービスや福祉関係の相談等の市民に身近なサービス、防災拠点としての位置付け、自治会への支援を継続してまいります。

## 5 再編後の姿

### (3) 自治会役員等の負担が増すのではないか。(44件)

#### ご意見

- ・地域でやることが増え、自治会が行政の下請けになるように見えるが、行政と自治会の関係はどのようにしていく考えか。(北区)
- ・一方的に区の再編をするのではなく、自治会活動にも目を向けながら進めて行く必要がある。(南区)
- ・「(仮称)地域委員会」とあるが、市政に参加する機会を拡大していただけるのはありがたいが、自治会の役割を増やすことは避けていただきたい。(中区)

#### 浜松市の考え方

- ・区再編の目的は行政運営の効率化であり、市は自治会を市民協働の重要なパートナーであると位置付けています。
- ・区の再編により自治会の負担が増すことはありません。ただし、今回の区の再編は、市の出先機関の総合的な見直しと位置付けており、この中で要望活動等の受け入れ窓口課の変更なども想定しており、この場合にはご迷惑をお掛けしてしまう可能性があります。
- ・区の再編後は、協働センターの再任用職員に替えて新たに正規職員を配置し、今まで以上に自治会との連携を深めて、負担の軽減を図っていきます。
- ・(仮称)地域委員会は、地域の希望に応じて任意に設置できるものであり、既存の協働センター運営委員会等を衣替えするイメージになります。事務局は協働センター職員が担いますので、委員として会議に出席される負担はあるかもしれませんが、運営による負担増にはならないと考えます。
- ・開催回数も地域の状況や負担を勘案して決めていただき、運営にかかる経費については、市で負担していくことを想定しています。

## 5 再編後の姿

(4) 協働センター職員の正規職員化について詳しく説明してほしい。(37件)

### ご意見

- ・協働センターに人を充実するとは具体的にどういうことか。(南区)
- ・再任用職員から正規職員となっても1週間当たり7時間程度しか勤務時間が変わらないが、意味はあるか。職員を削減すると言いながら増やしていくのは矛盾があるのではないか。(西区)

### 浜松市の考え方

- ・職員総数を適正化する中で、重点化の一つとして協働センターの地域づくりの機能を強化するため、区の再編後は、協働センターの再任用職員に替えて新たに正規職員を配置します。
- ・再任用職員は週4日、正規職員は週5日の勤務であり、正規職員にすることで1日分勤務時間が増え、その分地域の人へ顔を合わせる時間が増えます。
- ・現在、再任用職員を配置していない協働センターについては増員となり、職員が地域活動に協力することができるようになります。

## 5 再編後の姿

### (5) 東・南区役所はどのようなになるのか。(16件)

#### ご意見

- ・再編後、東・南区役所はどのように使われるのか。(中区)
- ・区役所を建設して10年しか経過していないが、再編した場合は庁舎を解体するのか。(中区)
- ・区が再編された場合、現在の区役所はどうなるのか。(南区)

#### 浜松市の考え方

- ・東・南区役所を設置しない場合でも、当面は現在の区役所庁舎において、窓口サービスや福祉関係の相談等の市民に身近なサービス、防災拠点としての位置付け、自治会への支援を継続してまいります。

## 5 再編後の姿

### (6) 中区役所が混雑するのではないか。(12件)

#### ご意見

- ・ 合併前の旧浜松市のように駐車場が混雑する状況に戻ってしまうのではないか。(南区)
- ・ 中区役所に人が集中することによる駐車場の時間待ちが懸念される。(中区)
- ・ 具体的な対応策を提案し、合区しても心配はないことを示して欲しい。(西区)

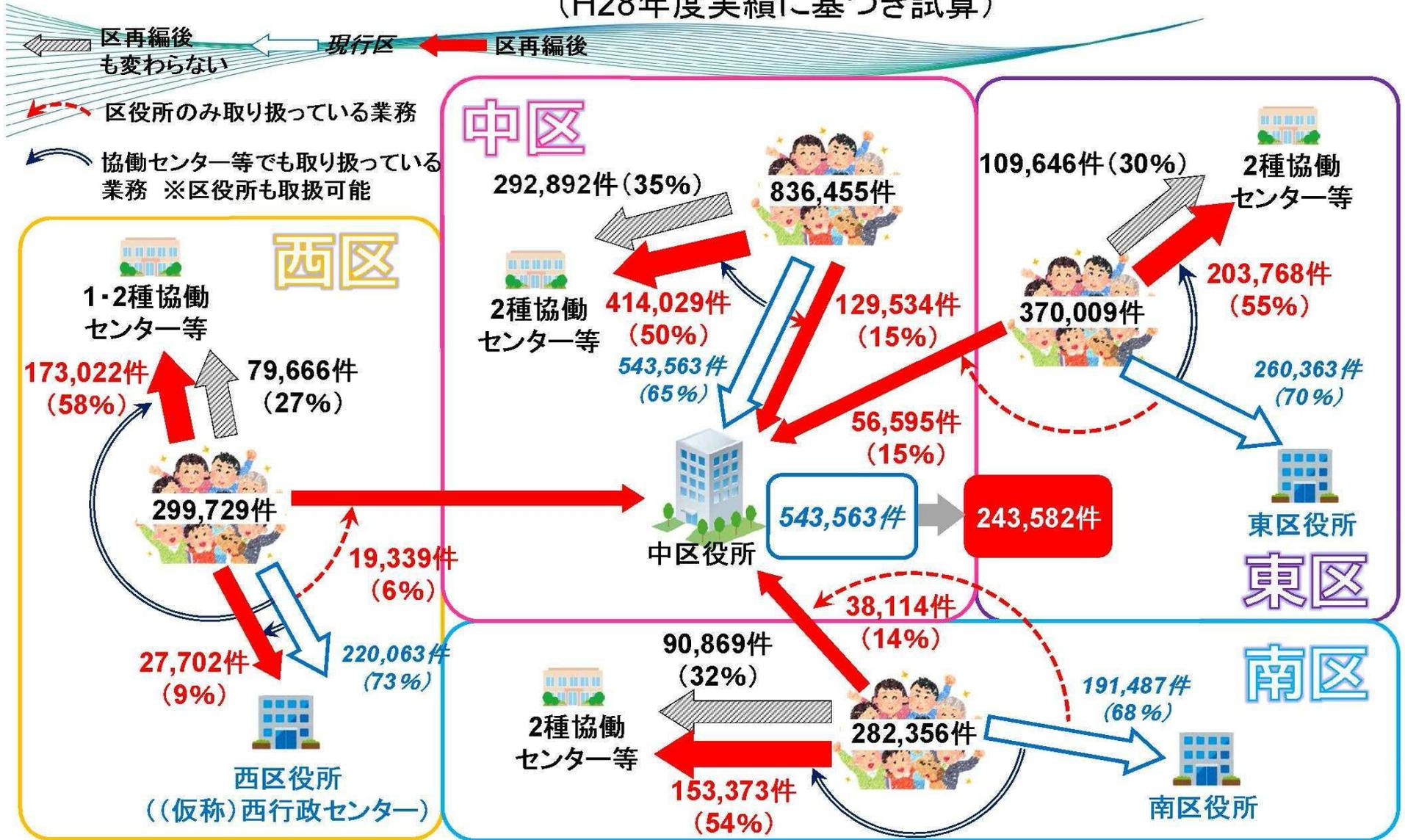
#### 浜松市の考え方

- ・ 中区、東区、西区、南区を合わせた場合のサービス提供についてシミュレーションしたところ、平成28年度に東・南区役所で取扱った451,850件(参考資料の白色矢印。東区役所:260,363件、南区役所:191,487件)のうち357,141件(参考資料の二重線の矢印。東区:203,768件、南区:153,373件)(約79%)が協働センター、単独の市民サービスセンター等で取扱うことができることから、協働センターの利用を促進するため、取扱い可能なサービス等について周知を図ってまいります。
- ・ 今後、駐車場や執務スペースの問題についても十分に検討してまいります。

#### <参考資料>

- ・ 区再編に伴う区役所取扱業務のシミュレーション(平成29年12月15日開催 行財政改革・大都市制度調査特別委員会資料3-2)

# 区再編に伴う区役所取扱業務のシミュレーション (H28年度実績に基づき試算)



※2種協働センター等とは…2種協働センター、単独市民サービスセンター、保健福祉センター等の計  
 ※区役所のみで取り扱っている業務については、利用者の負担軽減のためICT活用を検討する

出典：平成29年12月15日開催  
 行財政改革・大都市制度調査特別委員会資料

## 6 今後のスケジュール

### (1) どのように最終決定していくのか。(31件)

#### ご意見

- ・最終案候補はいつ決めるのか。パブリックコメント等とあわせて、どのようにしていくのかが見えない。(中区)
- ・最終的な決定はどこがどのようにされるのか。(東区)
- ・今後、どのように最終案を決めるのか、プロセスを説明してほしい。(天竜区)

#### 浜松市の考え方

- ・意見を聴く会でいただいたご意見等を踏まえ、現時点では、8～10月頃に、最終案候補によるパブリックコメント等意見聴取を実施し、広く市民の皆様からご意見を伺うことを予定しております。
- ・パブリックコメントにてお示しする最終案候補は、議会と協議の上、決定します。
- ・区再編の有無は、パブリックコメントでの市民の皆様のご意見を踏まえ、最終案について議会と協議し、平成31年2月までに決定します。
- ・行政区を再編する場合は、平成31年5月定例会で条例改正等を提案し、議決を得て決定されます。

## 6 今後のスケジュール

### (2) 意見を聴く会で出た意見は、どのように反映されるのか。(19件)

#### ご意見

- ・ 今回の各地区の意見は区の再編案に反映されていくのか。地域から意見を聴いたというパフォーマンスに終始しないか。(東区)
- ・ 連合自治会と区協議会の意見を簡単にまとめて報告書をいただきたい。(北区)
- ・ 地域を守ることを前提に、地域の声を反映した上で区の再編の有無を市議会に諮ってほしい。(天竜区)

#### 浜松市の考え方

- ・ いただいたご意見は、市議会特別委員会に報告してまいります。
- ・ 今後、パブリックコメントにてお示しする最終案候補は、意見を聴く会等でいただいたご意見を踏まえ、議会と協議の上、決定してまいります。
- ・ 意見を聴く会でいただいた主なご意見等に対する市の考え方について、区自治会連合会や区協議会等の代表者の皆様にご説明に伺う予定です。

# ライフステージ別取扱手続き

はまつくらしのガイド2017年度版（全世帯配付）に記載の「ライフサイクルインデックス」を参考に、ライフステージに応じた主な行政手続きを整理

## 1 ライフステージ



## 2 ライフステージに応じて必要な手続きの取扱場所

凡例 ○：取り扱っている、×：取り扱っていない  
 —：非該当、△：条件によって取り扱いが異なる

ライフステージ	内容・書類等	取扱場所										備考
		現在					区再編後					
		区役所	第1種協働センター ※舞阪除く	第2種協働センター等 ※103種対応市民SC	左記以外	居住区以外でも取扱可	区役所庁舎	行政センター庁舎 (旧区役所)	行政センター (旧第1種協働センター)	市民SC併設協働センター等 ※103種対応市民SC	左記以外	
(1) 妊娠・誕生		5/5	4/5	4/5		5/5	5/5	5/5	4/5	4/5		
① 出生届		○	○	○		○	○	○	○	○		※外国籍者の場合、または家族に外国籍者がいる場合、区役所のみ取扱(入管法関連の確認や領事館等の電子情報との照合作業などが必要) ※外国籍者の子供の誕生や結婚など滞在に関する要件は、名古屋入国管理局浜松出張所への届出が必要(以降、外国籍者に関する特記事項同様)
② 児童手当	・児童手当・特例給付認定の請求、額改定の請求	○	○	○		○	○	○	○	○		
③ 乳幼児医療費助成	・乳幼児医療費受給者証の交付申請	○	○	○		○	○	○	○	○		
④ 出産育児一時金給付	・出産育児一時金の請求	○	○	○		○	○	○	○	○		※市で申請を行うのは国保加入者のみ。社保等加入者は各健康保険組合へ請求
⑤【妊娠時】母子健康手帳交付	・母子健康手帳の交付申請	○	×	×	中央保健福祉センター 東部保健福祉センター 引佐健康センター 三ヶ日健康センター 春野健康福祉センター 佐久間保健センター 水窪保健福祉センター 龍山保健センター	○	○	○	×	×	中央保健福祉センター 東部保健福祉センター 引佐健康センター 三ヶ日健康センター 春野健康福祉センター 佐久間保健センター 水窪保健福祉センター 龍山保健センター	※交付申請は妊娠判明時、医師の診断書類を窓口へ提出 ※手帳交付にあたっては国の指針により保健師の面接が必要であるため、保健福祉センター等で取り扱い
(2) 育児		3/3	0/3	0/3		3/3	3/3	0/3	0/3			
① 育児相談	・親子すこやか相談、発達相談など	○	×	×	中央保健福祉センター 東部保健福祉センター 引佐健康センター 三ヶ日健康センター 春野健康福祉センター 佐久間保健センター 水窪保健福祉センター 龍山保健センター	×	○	○	×	×	中央保健福祉センター 東部保健福祉センター 引佐健康センター 三ヶ日健康センター 春野健康福祉センター 佐久間保健センター 水窪保健福祉センター 龍山保健センター	※保健師による対応
② 歯の健康づくり		○	×	×		×	○	○	×	×		※歯科衛生士による対応 ※現在、中区は歯の健康センター、北区は引佐健康センターで対応
③ 保育施設入所	・保育所の入所申込	○	×	×		×	○	○	×	×		※入所決定の判断に公平性を担保するため、申込時の聞き取り調査、統一的な判断が必要
④ 幼稚園入園	・幼稚園の入園申込	—	—	—	入園希望の幼稚園	—	—	—	—	—	入園希望の幼稚園	
	・就園奨励費の助成	—	—	—	通園する幼稚園	—	—	—	—	—	通園する幼稚園	
⑤ 小・中学生医療費助成	・小・中学生医療費受給者証の交付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	※小学校入学前の子供の保護者に4月1日までに「受給者証」郵送のため手続き不要

ライフステージ	内容・書類等	取扱場所									備考	
		現在					区再編後					
		区役所	第1種協働センター ※舞阪除く	第2種協働センター等 ※103種対応市民SC	左記以外	居住区以外でも取扱可	区役所庁舎	行政センター庁舎 (旧区役所)	行政センター (旧第1種協働センター)	市民SC併設協働センター等 ※103種対応市民SC		左記以外
(3)教育		1/3	1/3	1/3		1/1	1/3	1/3	1/3	1/3		
①引越に伴う転校手続き	・在学証明書の交付 ・教科用図書給与証明書の交付 ・転入学通知書の交付申請	—	—	—	転校前の学校	—	—	—	—	—	転校前の学校	※交付後、転校後の学校へ提出
②小・中学校の学区外就学	・学区外就学許可の交付申請 ・転入学通知書の交付申請	×	×	×	教育総務課	—	×	×	×	×	教育総務課	
③放課後児童会		—	—	—	希望の放課後児童会	—	—	—	—	—	希望の放課後児童会	
④奨学金の貸与		×	×	×	教育総務課	—	×	×	×	×	教育総務課	
(4)成人		8/9	8/9	4/9		9/9	8/9	8/9	8/9	4/9		
①国民年金	・新規加入	○	○	○		○	○	○	○	○		※転出は転出先の市町村や年金事務所に手続きを確認
②税金 〔個人市民税〕	・申告	△	△	×		○	△	△	△	×		※中区は本庁税務総務課又は元目分庁舎で対応 ※不動産による所得や株式等の譲渡にかかる所得などがあつた場合は区役所等では取扱不可であるが、元目分庁舎または郵送で対応 ※0円申告、人的控除(扶養)、非課税申告などの現年分の申告は区役所、第1種協働センター(西区除く)でも取扱可能
	・納税	○	○	×		○	○	○	○	×		※納税通知書により口座振替・金融機関・コンビニでも支払い可能
	〔固定資産税・都市計画税〕	○	○	×		○	○	○	○	×		※納税通知書により口座振替・金融機関・コンビニでも支払い可能
	〔軽自動車税〕	○	○	×		○	○	○	○	×		※納税通知書により口座振替・金融機関・コンビニでも支払い可能
	・原付・小型特殊自動車の登録・名義変更	○	○	×		○	○	○	○	×		
	〔税務証明〕	○	○	○		○	○	○	○	○		
	・市・県民税所得証明書の発行	○	○	○		○	○	○	○	○		
	・市・県民税課税証明書の発行	○	○	○		○	○	○	○	○		
	・土地・建物に関する評価証明書の発行	○	○	○		○	○	○	○	○		
	・土地・建物に関する課税証明書の発行	○	○	○		○	○	○	○	○		
	・納税証明書の発行	○	○	○		○	○	○	○	○		
(5)結婚		3/3	3/3	3/3		3/3	3/3	3/3	3/3	3/3		
①婚姻届	・婚姻届の提出	○	○	○		○	○	○	○	○		※夜間・土日祝は各区守衛室にて預かり ※外国籍者の場合、または家族に外国籍者がいる場合、区役所のみ取扱(入管法関連の確認や領事館等の電子情報との照合作業などが必要)
②転入・転居・転出届	・住民票の異動の手続き (転入届・転居届・転出届の提出)	○	○	○		○	○	○	○	○		※外国籍者の場合、または家族に外国籍者がいる場合、区役所のみ取扱(入管法関連の確認や領事館等の電子情報との照合作業などが必要)
③国民年金 〔加入者〕	・被保険者資格異動届(種別変更)の提出	○	○	○		○	○	○	○	○		

ライフステージ	手続き項目	内容・書類等	取扱場所								備考	
			現在				区再編後					
			区役所	第1種協働センター ※舞阪除く	第2種協働センター等 ※103種対応市民SC	左記以外	居住区以外でも取扱可	区役所庁舎	行政センター庁舎(旧区役所)	行政センター(旧第1種協働センター)		市民SC併設協働センター等 ※103種対応市民SC
(6)引越			14/14	12/14	11/14		14/14	14/14	14/14	12/14	11/14	
	①転入・転居・転出届	・住民票の異動の手続き (転入届・転居届・転出届の提出)	○	○	○		○	○	○	○	○	※外国籍者の場合、または家族に外国籍者がいる場合、区役所のみ取扱(入管法関連の確認や領事館等の電子情報との照合作業などが必要)
	②国民健康保険 [加入者]	・転出証明書の持参提出(転入時)、被保険者証の持参提出(転居・転出時) ※上記手続きにあたり生活保護の開廃手続きが必要な場合 外国人の場合	○	○	○		○	○	○	○	○	※転入の場合、国保証は郵送対応
		※上記手続きにあたり生活保護の開始手続きが完了している場合	○	×	×		○	○	○	×	×	※現在、生活保護の開廃手続き、外国人の住基異動手続きは区役所のみでの取り扱い
再掲	③国民年金 [加入者]	・新規加入・被保険者資格異動届(種別変更)の提出	○	○	○		○	○	○	○	○	※転出は転出先の市町村や年金事務所に手続きを確認
		※上記手続きにあたり住基異動が必要な外国人の場合	○	×	×		○	○	○	×	×	※外国人の住基異動手続きは区役所のみでの取り扱い
		※上記手続きにあたり住基異動が完了している外国人の場合	○	○	○		○	○	○	○	○	
	[受給者]	・住所変更届の提出	—	—	—	年金事務所	—	—	—	—	—	年金事務所 ※日本年金機構において、マイナンバーが収録されている方は手続き不要(住民票の異動手続きと自動連携)
	④印鑑登録	・印鑑登録の申請(転入時)、返納(転出時)	○	○	○		○	○	○	○	○	※住所変更手続きは不要(住民票の異動手続きと自動連携) ※外国籍者が住基データと異なる氏名表記の印鑑を登録する場合、住基の通称登録が必要であるため、区役所のみでの取り扱い
	⑤介護保険	・被保険者証の返納(転出時) ・要介護認定受給資格者証の持参提出(転入時)、交付の申請(転出時)	○	○	○		○	○	○	○	○	※住所変更手続きは不要(住民票の異動手続きと自動連携) ※転入者は郵送受取
	⑥後期高齢者医療保険	・負担区分等証明書交付・被保険者証の交付申請(転入時)、被保険者証返納・負担区分等証明書の交付申請(転出時)	○	○	○		○	○	○	○	○	※住所変更手続きは不要(住民票の異動手続きと自動連携)
	⑦児童手当	・認定の請求(転入時)、受給事由消滅届の提出(転出時)	○	○	○		○	○	○	○	○	※転入・転出届と一緒に手続き可 ※住所変更手続きは不要(住民票の異動手続きと自動連携)
	⑧乳幼児医療費助成	・乳幼児医療費受給者証の交付申請(転入時)、返納(転出時)	○	○	○		○	○	○	○	○	※転入・転出届と一緒に手続き可 ※住所変更手続きは不要(市民が手書き修正)
	⑨小・中学生医療費助成	・小・中学生医療費受給者証の交付申請(転入時)、返納(転出時)	○	○	○		○	○	○	○	○	※転入・転出届と一緒に手続き可 ※住所変更手続きは不要(市民が手書き修正)
	⑩教育	(3)のとおり										

ライフステージ	内容・書類等	取扱場所										備考
		現在					区再編後					
		区役所	第1種協働センター ※舞阪除く	第2種協働センター等 ※103種対応市民SC	左記以外	居住区以外でも取扱可	区役所庁舎	行政センター庁舎(旧区役所)	行政センター(旧第1種協働センター)	市民SC併設協働センター等 ※103種対応市民SC	左記以外	
(7)健康・医療		4/4	4/4	4/4		4/4	4/4	4/4	4/4	4/4		
	①特定健康診査(国保)	—	—	—	受託医療機関	—	—	—	—	—	受託医療機関	※該当する場合
再掲	②乳幼児医療費助成	○	○	○		○	○	○	○	○		※転入・転出届と一緒に手続き可
再掲	③小・中学生医療費助成	○	○	○		○	○	○	○	○		※転入・転出届と一緒に手続き可
	④国民健康保険	○	○	○		○	○	○	○	○		※該当する場合
	⑤後期高齢者医療保険	○	○	○		○	○	○	○	○		
(8)老後		5/5	4/5	3/5		4/5	5/5	5/5	4/5	3/5		
	①後期高齢者医療保険	○	○	○		○	○	○	○	○		
	・医療療養費の支給申請(治療用装具(コルセットなど)のみ)	○	○	○		○	○	○	○	○		
	・医療療養費の支給申請(治療用装具以外(治療費))	○	○	×		○	○	○	○	×		※申請に必要な書類が多岐に渡ることから聞き取り調査や他機関との調整等が必要で、職員体制が整っている組織に取扱場所を限定している。
再掲	・高額医療費の支給申請	○	○	○		○	○	○	○	○		
	・高齢者住宅改造費の補助金申請	○	×	×		×	○	○	×	×		※申請受付から住宅の現場確認までを同じ職員が一貫して実施するため、職員体制が整っている組織に取扱場所を限定している。
	②介護保険	○	○	○		○	○	○	○	○		※窓口申請後に調査員が訪問調査 ※介護保険被保険者証(65歳以上)、医療保険の被保険者証(40~64歳)が必要
(9)死亡		19/19	19/19	14/19		18/19	19/19	19/19	19/19	14/19		
	①死亡届	○	○	○		△	○	○	○	○		※死亡届は戸籍法により届出人と届出地が決めている。 [死亡届の届出地] ①~③の区役所または協働センター(※区再編後は行政センターも含む) ①死亡した場所の区 ②死亡者の本籍地の市区町村 ③届出人の住所地の市区町村 *①~③の届出地以外での受付はできない。 ※外国籍者の場合、または家族に外国籍者がいる場合、区役所のみ取扱(入管法関連の確認や領事館等の電子情報との照合作業などが必要)
	②火葬手続き	—	—	—	斎場	—	—	—	—	—	斎場	
	③葬祭費給付(国保)	○	○	○		○	○	○	○	○		
	④葬祭費給付(後期高齢者)	○	○	○		○	○	○	○	○		
	⑤世帯主変更届	○	○	○		○	○	○	○	○		※死亡者の世帯に残りの世帯員が2名以上いる場合に届出が必要(残りの世帯員が1名の場合は、職権で世帯主変更届を行うため手続き不要)
	⑥国民健康保険	○	○	○		○	○	○	○	○		※該当する場合
	・高齢受給者証の返納	○	○	○		○	○	○	○	○		※該当する場合
再掲	⑦介護保険	○	○	○		○	○	○	○	○		※該当する場合
再掲	⑧後期高齢者医療保険	○	○	○		○	○	○	○	○		※該当する場合

ライフステージ	内容・書類等	取扱場所										備考
		現在					区再編後					
		区役所	第1種協働センター ※舞阪除く	第2種協働センター等 ※103種対応市民SC	左記以外	居住区以外でも取扱可	区役所庁舎	行政センター庁舎(旧区役所)	行政センター(旧第1種協働センター)	市民SC併設協働センター等 ※103種対応市民SC	左記以外	
⑨年金	〔受給者〕 ▶【届出先】	年金種類により以下のとおり異なる										
		○	○ 天竜区のみ	×		○	○	○	○ 天竜区のみ	×		※内容によっては年金事務所への照会が必要。個人情報を取り扱うため、区役所と天竜区の第1種協働センターに限定している(天竜区は地域性への配慮)
		—	—	—	各種共済組合	—	—	—	—	—	各種共済組合	
		—	—	—	年金事務所(中区高町、東区天龍川町)、街角の年金相談センター浜松オフィス(東区西塚町)	—	—	—	—	—	年金事務所(中区高町、東区天龍川町)、街角の年金相談センター浜松オフィス(東区西塚町)	
	▶【提出物】	年金受給権者死亡届の提出 ※必要な添付提出書類は以下のとおり										
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		○	○	○		○	○	○	○	○		
		○	○	○		○	○	○	○	○		※通常は死亡者の戸籍事項の全部事項証明書を提出するが、死亡者が戸籍上唯一の者の場合は除籍事項の全部証明書が必要となる ※本籍地が浜松市でない戸籍は、該当市町村での手続きが必要 ※除籍に関する戸籍事務は、相続等の複雑な案件と密接な関係があり、組織的な対応が必要なため、協働センター等では取り扱いなし ※郵送対応可能
		○	○	○		○	○	○	○	○		
		○	○	○		○	○	○	○	○		※死亡者が世帯主の場合、改製原住民票が必要
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	※請求者保有
	〔加入者〕 ▶【問合せ先】	年金種類により以下のとおり異なる 遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金、遺族厚生年金、遺族共済年金を受け取ることができる場合は問い合わせ必要										
		○	○ 天竜区のみ	×		○	○	○	○ 天竜区のみ	×		※内容によっては年金事務所への照会が必要。個人情報を取り扱うため、区役所と天竜区の第1種協働センターに限定している(天竜区は地域性への配慮)
		—	—	—	年金事務所	—	—	—	—	—	年金事務所	
		—	—	—	年金事務所または各種共済組合	—	—	—	—	—	年金事務所または各種共済組合	

ライフステージ 手続き項目	内容・書類等	取扱場所									備考	
		現在				区再編後						
		区役所	第1種 協働 センター ※舞阪 除く	第2種 協働 センター 等 ※103種対 応市民SC	左記以外	居住区 以外で も取扱可	区役所 庁舎	行政セン ター庁舎 (旧区役 所)	行政 センター (旧第1種 協働セン ター)	市民SC 併設 協働 センター 等 ※103種対 応市民SC		左記以外
⑩相続	【口座】 【提出物】	死亡者(被相続人)の出生から死亡まで一連の戸籍 ※相続人確定のための書類										提出先は取引銀行
		・死亡時の戸籍 ※死亡の記載のあるもの										※死亡時の戸籍について、死亡者が戸籍上唯一の者の場合は除籍事項の全部証明書が必要となる ※本籍地が浜松市でない戸籍は、該当市町村への請求が必要 ※除籍に関する戸籍事務は、相続等の複雑な案件と密接な関係があり、組織的な対応が必要なため、協働センター等では取り扱いなし ※郵送対応可能
		死亡者の戸籍事項の全部証明書	○	○	○				○			
		または 死亡者の除籍事項の全部証明書	○	○	×				○	×		
		・死亡時より前の戸籍 ※出生まで遡るもの										
	【土地】 【提出物】	上記【口座】と同様										提出先は法務局
⑪その他		・市民カード返納、マイナンバーカード返納、住基カード返納	○	○	○				○	○		※郵送対応可能

ライフステージ	内容・書類等	取扱場所									備考
		現在					区再編後				
		区役所	第1種協働センター ※舞阪除く	第2種協働センター等 ※103種対応市民SC	左記以外	居住区以外でも取扱可	区役所庁舎	行政センター庁舎(旧区役所)	行政センター(旧第1種協働センター)	市民SC併設協働センター等 ※103種対応市民SC	
(10)共通の各種申請手続き		6/6	2/6	2/6		4/6	6/6	6/6	2/6	2/6	
再掲 ①印鑑登録	・印鑑登録の申請または廃止の手続き	○	○	○		○	○	○	○	○	※本人が来庁し、本人確認(顔写真付き公的証明書にて)ができる場合に限り即日登録。それ以外(代理人申請を含む)は文書照会し、後日再度来庁し登録完了となる。 ※外国籍者が住基データと異なる氏名表記の印鑑を登録する場合、区役所のみ取扱(住基の通称登録が必要)
②-1個人番号カード(マイナンバーカード)取得申請	・通知カードの記載内容に変更がない場合、申請用紙(通知カードに付属)の郵送またはネットによる申請	—	—	—		—	—	—	—	—	※国(総務省・地方公共団体情報システム機構)へ申請用紙を提出
	・通知カードの記載内容に変更がある場合で、ID入りを申請する場合は、居住区の窓口で申請書の発行手続きが必要	○	×	×		×	○	○	×	×	※統合端末(住基ネット端末)は区役所のみ設置のため(セキュリティへの注意に関する国の方針等による)、区役所以外では申請書の発行はできない ※区役所から行政センターになる場合は既存の統合端末を存置
②-2個人番号カード(マイナンバーカード)の受け取り	・できあがったマイナンバーカードの受け取り	○	×	×		×	○	○	×	×	※受取は住所区のみ(カードが国から住所地の区に送付されるため) ※原則は本人来庁による受取 ※代理人が受け取る場合は、本人が来られない理由のわかる疎明資料が多数必要。 ※区役所から行政センターになる場合は既存の統合端末を存置
③通知カードの記載内容変更	・住所や氏名等の変更に伴う、通知カードの変更記載面への変更内容の記載	○	○	○		○	○	○	○	○	
④マイナンバーカードの記載内容変更	・住所や氏名等の変更に伴う、マイナンバーカードの変更記載面への変更内容の記載	○	×	×		○	○	○	×	×	※統合端末(住基ネット端末)で対応 ※区役所から行政センターになる場合は既存の統合端末を存置
⑤マイナンバー入りの住民票の取得		○	×	×		○	○	○	×	×	※即日交付を希望する場合は、本人の来庁と写真付きの公的証明書による本人確認が必要。それ以外(委任状による代理人申請を含む)は郵送対応。 ※区役所から行政センターになる場合は既存の統合端末を存置

まとめ

現在	延べ件数
市関連の手続き項目71件中	
○区役所で受けられるサービス	68件
○第1種協働センターで受けられるサービス	57件 ※1
○第2種協働センターで受けられるサービス	46件



区再編後	延べ件数
市関連の手続き項目71件中	
○区役所で受けられるサービス	68件
○行政センター(旧区役所)で受けられるサービス	68件
○行政センター(旧第1種協働センター)で受けられるサービス	57件 ※1
○協働センターで受けられるサービス	46件

※1:天竜区のみ取扱(2件)を含む